

# 令和4年第2回定例会会議録（第6号）

令和4年6月15日

## ○出席議員（22名）

1番	榊 田 貢 君	2番	日名子 敦 子 君
3番	美 馬 恭 子 君	4番	阿 部 真 一 君
5番	手 束 貴 裕 君	6番	安 部 一 郎 君
7番	小 野 正 明 君	8番	森 大 輔 君
9番	三 重 忠 昭 君	10番	森 山 義 治 君
11番	穴 井 宏 二 君	12番	加 藤 信 康 君
13番	荒 金 卓 雄 君	14番	松 川 章 三 君
16番	市 原 隆 生 君	17番	黒 木 愛 一 郎 君
18番	平 野 文 活 君	20番	野 口 哲 男 君
21番	堀 本 博 行 君	22番	山 本 一 成 君
23番	泉 武 弘 君	25番	首 藤 正 君

## ○欠席議員（1名）

19番 松 川 峰 生 君

## ○説明のための出席者

市 長	長 野 恭 紘 君	副 市 長	阿 南 寿 和 君
副 市 長	松 崎 智 一 君	教 育 長	寺 岡 悌 二 君
総 務 部 長	末 田 信 也 君	企画戦略部長	安 部 政 信 君
観光・産業部長	松 川 幸 路 君	公営事業部長	上 田 亨 君
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田 辺 裕 君	いきいき健幸部長	中 島 靖 彦 君
建 設 部 長	松 屋 益 治 郎 君	市長公室長 兼自治連携課長	山 内 弘 美 君
防 災 局 長	白 石 修 三 君	消 防 長	浜 崎 仁 孝 君
教 育 部 長	柏 木 正 義 君	上下水道局長	岩 田 弘 君
上下水道局参事	山 内 佳 久 君	財 政 課 長	矢 野 義 知 君
職 員 課 長	河 野 伸 久 君	温 泉 課 長	樋 田 英 彦 君

高齢者福祉課長	入 田 純 子 君	ひと・くらし支援課長	甲 斐 博 幸 君
障害福祉課長	大久保 智 君	子育て支援課長	中 西 郁 夫 君
子育て支援課参事	内 田 千 乃 君	いきいき健幸部参事	内 田 剛 君
いきいき健幸部次長	大 野 高 之 君	都市整備課長	山 田 栄 治 君
防災危機管理課長	中 村 幸 次 君	教育政策課長	奥 茂 夫 君
学校教育課長	松 丸 真 治 君	学校教育課参事	太 田 悟 君
学校教育課参事	利 光 聡 典 君	消防本部警防課長	後 藤 英 明 君

○議会事務局出席者

局 長	花 田 伸 一	議事総務課長	中 村 賢一郎
補佐兼総務係長	岩 男 涼 子	係 長	甲 斐 俊 平
主 査	河 野 あ や	主 査	松 尾 麻 里
主 査	佐 藤 雅 俊	事 務 員	尾 割 春 晃

○議事日程表（第6号）

令和4年6月15日（水曜日）午前10時開議  
第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（市原隆生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議会は、お手元に配付しております議事日程第 6 号により行います。

日程第 1 により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○4 番（阿部真一君） 一般質問 4 日目、初日午前中の質疑でありますのでよろしくお願いいたします。

まず最初に、教育行政、部活動、中学校の部活動についてお聞きしたいと思います。

テレビ等でも報道がありました。6 月 6 日、スポーツ庁に対して現状の中学校の部活動を取り巻く提言がなされております。この部活動の取組、質疑に関しては私自身も議員になって 7 年間、過去 7 度の一般質問をこの議場でさせていただきました。

第 2 次ベビーブーム世代が中学生であった昭和 61 年が最大のピークで、589 万人と最大であり、学校数は 1 万 517 校、教師数はおよそ 28 万人。そして令和 3 年度では生徒数が約 296 万人、おおむね半減をしております。学校数も 9,230 校、そして教師数も 23 万人ということで減少しております。これは社会情勢の変化、学校現場の変化、そして日本全体を問題視されております少子高齢化による部分で、この中学校現場の部活動に対しての考えを、やはり今後国としても進めていくべき、ある程度調査していくべきということで、今回の提言がなされた経緯がございます。

この別府市の部活動指導員の現状について、令和 3 年度は運動部で 6 名、文化部 2 名、計 8 名の配置を行っております。令和 4 年度は 5 月末時点の状況としては運動部 5 名、文化部 1 名、計 6 名を配置しております。今後、運動部に関しても 3 名の方の配置が予定されてるということでお聞きしております。これは 2 年前の当初予算でもありましたように、部活動指導員に関しては別府市も庁内を挙げてやはり取り組んでいく姿勢の一つだということで、予算化、政策化をされて進めていっている部分でございます。

この部活動の在り方に関するスポーツ庁の有識者会議の提言の内容、これに提言に即した別府市の取組状況についてお答えください。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

本年 6 月 6 日にスポーツ庁有識者会議から、少子化の中でも子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会の確保や、学校の働き方改革等に向け、運動部活動の地域移行に関する検討会議提言がスポーツ庁に提出されました。主な内容は、令和 5 年度の開始から 3 年後の令和 7 年度末をめどに、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくこと、平日の運動部活動の地域移行は、休日の地域移行の進捗状況等を検証し、さらなる改革を推進すること。地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも取り組むこと。地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働を推進することでございます。

別府市教育委員会といたしましては、昨年度中学校及び各競技団体や総合型地域スポーツクラブの代表者の方々との意見交換を行いました。今年度は民間事業者を活用し、専門的な指導及び部活マネジメントができる指導者の確保と派遣を計画しているところでございます。

○4 番（阿部真一君） 今、答弁がございました。教育委員会としても様々な調査・研究をした上で、本年度予算化されております民間事業者を中学校の部活動指導の現場に送るという制度が予算化されております。

一つ危惧しておりますのが、この部分で各機関との意見交換、要はどういった別府市の中学校が、今部活動を行っているのか、管理職である校長、教頭の立場、部活に従事されている顧問の先生の立場、そして我々保護者、もちろん中心にあります部活動を毎日行っ

てる子どもたちの状況、そういった部分を踏まえてこの制度を進めていくのか、少し危惧がございまして、今から質疑を少しさせていただきたいと思っております。

この関係機関との意見交換についてでございますが、この開催の頻度とその内容についてお答えください。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

県の方針を受け、別府市における部活動の地域移行の在り方を検討するために、昨年10月に中学校代表者2名、競技団体代表者7名、総合型地域スポーツクラブの代表者4名、計13名の方々との意見交換を1回行うとともに、部活動指導員の派遣や生徒の受入れ等について、各参加団体及び他のスポーツクラブとの個別の意見交換を延べ14回行ったところでございます。

協議の結果といたしましては、部活動の指導者としての人材確保に課題があること、また競技団体等が現状のまま休日の部活動の受け皿となることの難しさについて、共有することができているところでございます。

○4番（阿部真一君） 部活動指導員の人材の確保ということは、過去の一般質問でも、過去課長3名替わりしましたが、やはり地域の事情、学校の事情を勘案して、人材の確保に当たっていく、調査・研究していくという答弁を、3度4度頂いております。

今回答弁にありましたように、昨年10月に各関係の代表者の方をお呼びして意見交換を行ったと。これをお聞きしたときに、その後14回にわたり意見交換をしたという形がありますが、まだ実感的にこの社会スポーツを取り巻く環境の指導者、そしてまた子ども、保護者のほうからこういった地域移行の話がどういうふうになっていますかというふうには、まだ聞こえてこないのが現実の私の実感であります。ということは、どこまで教育委員会がこの調査を進めて今回予算を計上して、今年度、先ほど答弁ありましたが、今年度制度を進めていくということで答弁ありましたが、その内容に至った調査結果なのかというのは少し疑問に思うところでございます。

そこで、今回、今年度予算化されているこの委託の部活動指導委託料がおよそ700万円計上されております。予算どの分野でもそうですが、金額があったことに対しての調査・研究を基にしてこの予算の700万円が計上されるというふうに、議員としてはこの予算書を見るに当たって、どの分野のどの課の予算においてもそのような見方をさせていただいております。この700万円の計上の予算が妥当かどうかというのはまた別の議論でございますので、今回は質疑をしますが、この民間業者の委託に至るまでの経緯と、先ほど答弁ありましたが、具体的に本年度いつぐらいの時点で学校現場にこの民間導入をしていくのか、お答えください。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

これまでも専門的な指導を受ける機会の確保及び学校の働き方改革の視点から、部活動指導者の派遣を進めてまいりましたが、人材の確保に難しさがありました。民間事業者に委託した場合、学校派遣に向けての専門的な研修を経た上での人材確保を進めることができると捉え、予算化に至ったところでございます。

委託業者が決定次第、委託業者による指導者の募集及び中学校部活動指導に関わる指導者研修を経て、本年9月より学校派遣を実施したいと考えているところでございます。

○4番（阿部真一君） 本年度9月、もうすぐですね。もう2、3カ月後には学校現場に委託事業者、民間の活力を導入してですね、部活動の指導現場のほうに民間の方が導入されるということで答弁を頂きました。

しかしながら、今までの経緯を踏まえますと、学校現場はこの部活動指導員、そして外部指導者ということで、学校長の基本責任の下、こういった方に依頼をし、そして委嘱をして各部活動の場に指導者として足を運んでいった経緯がございまして、特に、学校長のほ

うでの責任ということで、こういった人材の適性、そして子どもに直接指導として当たる分での人格的なところ、そしてやはり大切なお子さんを預かってる教育現場の部活動でございますから、保護者の意図も勘案しながら学校長が苦慮してきた部分もございます。そして、学校現場の教員の多忙の中でも、やはり若手の先生にこういった部活の指導をし得る、また部活動指導に当たっての教員としての資質の向上、そういった部分も考えて、やはり学校長の権限というところで治まってきた現実がございます。これは一般質問でも問いましたが、やはり教育現場、教育委員会としてやはり学校現場にある程度投げかけていたという言い方があれですけど、全て学校長の責任の下、外部指導者の導入をうたっていた部分がございます。別府市においても、外部指導者は令和元年度で41名、令和2年度で40名、令和3年度39名と。これ外部指導者になるので、部活動指導員ではありません。この外部指導員の指導者の方は、費用弁償とかそういったのを頂いていない部分で、ボランティアで部活動の部分に足を運んでいただいていた経緯もございます。

やはり、こういったところの各管理職である校長先生のニーズと、やはり指導に当たる人の人材の確保、その部分というのが、今回の民間を導入することによってどのように担保していくのか、やはりその部分は今後は学校現場にも教育委員会がしっかり責任を取っていく、責任を持っていく必要があるかと思えます。

この経緯の中でやはり一番気になるのが、学校のニーズと指導者のところの意見交換はしたということで、先ほど答弁ありましたが、特に保護者、そしてやはり子ども中心に考えたときに、子どもの意思、そういったニーズをどのように把握して政策につなげたのか、御答弁ください。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

各関係機関との連絡会の個別の意見交換会として、中学校校長会との協議を昨年度3回行いました。その中で、専門性のない教員が顧問を行うことの子どもへの影響や、教員の負担、部活動指導員の有効性と確保の難しさ、部活動指導を積極的に行いたい教員には活動の場の確保が必要であること等について共有するとともに、民間事業者の委託を含めた外部からの指導者派遣の有効性について確認したところでございます。

施策、予算化に関しましては、協議は以上となるとところでございます。

○4番（阿部真一君） 今の答弁、先ほどの答弁と同じような内容であります。やはり率直に感じる意見として、主体的になる子どもの意見、考えてるのはやはり、9月に導入するのであれば二、三カ月しかありませんが、ぜひ、今連絡網等もありますし、保護者を通じてのアンケートを採る方法というのがありますので、ぜひこういった政策に直接結びつけるのではなく、やはり意見として、我々議会でもそうですけれども、必ず10個のうちの一つでもくみ取らなければいけない意見というのはあるはずで。その一つを選ぶ労力をやはり学校現場、そして教育委員会はしっかり持っていただきたい。

この部活動に関しては、これだけ私も質疑としてさせていただいた経緯としては、やはりこの歳になるとやっぱり部活動していった方の30代、40代、50代になったときの人間、人材の構成としていろいろな困難とか、失敗、成功があったときにやっぱり乗り越える力としての経験値が、やはりこの部活動の中に必ずあると思えます。私は部活動していませんでした。ただ子どもを見るに当たり、同世代の部活動した方の今現在の社会で光り輝いて活動されてる方を見るに当たると、やはりそういった部活動していく、スポーツをしていく中での人材形成というのは非常に大切なことだと思います。これは一つ、日本の文化として、やはり教育の文化として、大切なものはあるけれども、教員の多忙の中で民間に移行していく、この部分に関しては私も賛成ではあります。ただ、一つのメニューとしてそれを持っておく。また、学校現場での意思、子どもの意思を反映したまた別のメニューとしても、この部活動に対してはやはりもう少し調査・研究をしていただきたいと思います。

思います。

それを踏まえ、今後、別府市としては教育委員会だけではなくやはり子どもを育てていく、今後人材育成をしていく上で、教育委員会だけではなく市長事務部局も合わせて英知を絞っていただきたいと思います。今後、部活動について具体的にどういふふうに進めていくのか、理想論になるとは思いますが、教育委員会の考え方を御答弁ください。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

今後につきましては、提言で示されました令和7年度末までの休日の部活動の地域移行を念頭に、別府市としての中学校部活動の在り方について、教育委員会のみならず関係者、関係課と連携し、具体的な対応に向けた検討を進めていきたいと考えております。

今後の計画等については、これから策定していくことになります。また、検討を進めていく上では、教員や生徒、保護者の思いの把握に努めたいと思います。

○4番（阿部真一君） それで、この部活動についてまとめますと、提言の中でやはり国の、文科省の指示の下各地方行政が進めていく、その中でやはり別府市独自の状況があります、歴史があります。そういったのをしっかり踏まえて、進めていっていただきたいというふうに思います。外部委託した先の、今度運営側に対する保護者負担がどうなるか、この辺は国が考えていくことでもありますし、部活に関しての評価方法、これは県も国も今後考えていかなければなりません。そして、こういった職員の軽減負担が主に論じられる論点ではありますが、何度も言いますが、やはり子どもを中心に主体的に置いた部活動であっていただきたい。それは私の個人的な思いではありますが、この議場におられる市長も教育長も、スポーツに関しての考えというのはすごく持たれていると思いますので、ぜひ全庁体制で当たっていただきたいというふうに思います。この部活動に対しての考え方について、何かありますか。教育長でも市長でも。

○教育長（寺岡悌二君） お答えをいたします。

繰り返しになりますが、この中学の部活動につきましては、生涯スポーツの基礎となり、また青少年スポーツの根幹を担ってきていると、非常に重要な部活動だったと思います。今回、地域移行につきましては、来年の3年間かけてこのスポーツの在り方の大きな変革に迫るものがあるかと思えます。今、議員さんから御指摘されましたように、この地域移行が子どもたちの望ましい成長につながったり、あるいは在り方の可能性を、また新しいものを担うということをご期待したいところでございます。

今御指摘の、学校と家庭と地域の役割をしっかりと明確にして、地域が一体となって取り組まなければいけないと思っていますので、子どもを中心として保護者、あるいは地域の皆さんの声をしっかりと聞きながら、来年度にこの推進計画をしっかりと策定して、しっかりと取り組みたいと考えているところでございます。

○市長（長野恭紘君） お答えします。

議員のいろいろな御指摘をしっかりと受け止めていきたいというふうに思っております。私も子どもいますし、部活動の姿を見ていて、やはり専門性がある先生、そういった自分自身が例えば野球なら野球とか、私は野球でしたから、野球なら野球とか専門性のある先生だったらこれはいいわけですが、なかなか部活動での顧問ということになると現状は、最近は何にうまくマッチングというか、これ人事の関係もあるのでしょうけれども、なかなかそううまくはいっていないと。

こういったことで、いろいろな国や県からのサポートはありつつも、やはり現状をしっかりと教育部、教育委員会と市長事務部局がしっかりと情報共有をして連携を取って、子どもたちがやりたいと思う部活、運動、スポーツだけではなくて文化活動も含めて、これに対して専門的なアドバイスなり指導が受けられるような体制を構築してあげたいと、こういった思いで今回の予算計上となったというふうに思っておりますので、この件に関し

ては、これから学校で教えるという以上、いろいろと教える側の心構えというの也要るでしょうし、ここに関してはしっかりと、先ほども言いましたように教育委員会とは連携取って、子どもたちの可能性を潰さないとか、それは大人の責任だというふうに思っていますので、そういったことをしっかりと胸に刻んで、これからの教育行政、子どもたちの可能性を広げていくということをやっていききたいなというふうに思っております。

○4番（阿部真一君） よろしくお願ひいたします。

それでは、次の学校現場の校則について質疑をさせていただきたいと思ひます。

この分も、大分市のほうで制服の標準化ということで、多くの教育現場、そして保護者の方からも関心の深い内容でございます。この校則について、教育委員会なり行政が縛る方向性は現状ないのではあります、この校則を適宜学校現場でどのように捉え、学校長、そして教員が子どもたちに校則についての考え方をしているのか、校則についてのまず学校現場に対する教育委員会の考え方と、管理職への指導体制について御答弁ください。

○学校教育課参事（太田 悟君） お答えいたします。

校則は、学校が教育的目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められるものです。各学校長に対しましては、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、児童生徒の実態や地域の特性等に応じた校則の見直し等について取り組むよう通知しております。

別府市においては、各学校の生徒会が中心となって、校則について生徒が主体的に考える機会を設定し、必要に応じた見直しを行っているところでございます。

○4番（阿部真一君） 私も中学校のとき、丸坊主でありました。この丸坊主が恐らく、今の52歳前後の方から現在恐らく43歳ぐらいまでの間の10年間、この別府市内の中学校でも丸坊主という、校則なのか規律の中の一つの頭髪に関する縛りがございました。この校則について、この場で質疑をさせていただき私個人の考えとしては、やはり子どもが多感な時期に、こういった生徒会活動や文化活動、勉強も含めた部分の活動も含めて、やはり子どもたちが主体的に考えて物事を形成していく、考えていく、そういったのが二十歳、30代、40代になったときに、先ほど部活動でも言いましたが、自分が困難にぶつかったときに乗り越えられる、結果論としてですけどね、もう結果論としてそういった人材育成に当たることの一つがこういった校則の考え方を、生徒会を通して、生徒にも一緒に考えていただく、学校現場の教員にも考えていただく、そういったものに、年をとるごとに結果として人材育成の部分で寄与するのではないかなというふうに私は思っております。

その中で、別府市内の中学校の校則の中身をちょっと拝見させていただきました。先ほど答弁ありましたが、各中学校の生徒会、子どもが中心になって、この校則について改定があったり、主体的に考える場を与えている、そういう場を設けているということで答弁ありましたが、この部分というのは校則の中に、別府市内の中学校でありますけど、明記している学校もございました。これは生徒会と職員会議は毎年2学期末までに校則、この決まりについて見直しを行いますと。生徒会は新執行部組織編成後、執行部としての共通理解をし、4月当初に全クラスで、子どもたち全員で確認をし、自分たちの学校、自分たちの校則ということで自律的な申合せをしている学校もあります。これは校則の中でうたっている学校とうたっていない学校があります。やはりそういった機会、要項とかでそろえる必要はございませんが、やはり大人の理論で進めていく部分も必要です。しかしながら、子どもたちが考えて不思議に思ったこと、これは変えていったほうがいい、そういうふうに思ったことは学校現場でやはり真摯に協議をしていく、これがしっかりと明記されている学校もあれば、明記されていない学校もあります。

その中で、やはり子どもたちが自分の中で経験して、育成していく上で必要な部分ではないかなというふうに思ひますので、ぜひ校長会を通して、各学校の校則の在り方、子ど

もたちがしっかりこの校則について向き合ってるのか、ぜひ教育委員会としても申し伝えをしていただきたいというふうに思います。この生徒の自主性を配慮した部分というのは、差別の問題やジェンダーの問題、いろいろな社会変化の問題がありまして、やはり頭髮以外にも見直しの必要な部分があるかと思いますが、この辺に関しては市教委の見解はどのようになっていますか、お答えください。

○学校教育課参事（太田 悟君） お答えいたします。

学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は常に変化するため、校則の内容は児童生徒の実状、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならないと考えております。

市教育委員会といたしましては、今後も生徒の意見が尊重されていくよう、校長会や生徒指導研究会等とさらなる連携を図ってまいりたいと考えております。

○4番（阿部真一君） これは精神論になるのですがけれども、やはり学校活動の中で、勉強以外のところで学べる一つの場所として教育委員会も捉えていただいて、学校現場の学校長にも捉えていただいて、やはり子どもたちが自主的に議論する場、そういったのを培う上ではこういった生徒会活動、校則を真ん中に置いたときの考え方などをしていく、導入していくのは必要ではないのかなというふうに思っております。ぜひ、その部分はまた注視していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、福祉行政についてお聞きしていきたいと思っております。

この福祉行政の生活困窮者の自立体制ということで、ひと・くらし支援課、そして子育て支援課のほうに聞き取りをさせていただきました。この部分、現状別府市内、生活保護世帯が令和3年が3,203世帯、令和4年が3,074世帯ということでお聞きしております。この支援メニューというのも、生活保護者の支援メニューと自立に向けた一般の形の支援メニューというふうに、制度が分かれております。

まず初めに、この生活保護の方の自立助長のための、就労も含めた生活保護制度の運営を行うためにも欠かせない役割があります。本市の取組としてどのように行っているのか、御答弁ください。

○ひと・くらし支援課長（甲斐博幸君） お答えします。

本市におきましては、就労支援員3名を配置し、被保護者の個々の状況に応じ、求人情報の提供、職業訓練の紹介、履歴書の記入方法、家庭訪問、模擬面接等を行い、必要に応じハローワークにも同行し求職活動を実施しております。就職後も良好な就労状況が継続できるよう、定期的に電話で状況を聞き取り、直接面談を行うなどの取組をしているところであります。

○4番（阿部真一君） この生活保護世帯の割合を数値としていただいております、高齢者世帯が67%、傷病世帯が12%でありましたかね、その他世帯ということで同じく15%ほどの方が生活保護を受給されていると。

自立に対しての質問を行うときに、まずなぜひと・くらし支援課、生活保護の自立についてお聞きしたかという、生活保護の中での自立の政策、その中に今後、今別府市、日本全体を取り巻くこういった自立、この単語だけでいろんな世代、いろんな層にまたがっております。この生活保護の自立を、今まで既存の政策として進めていく中で、やはりヒントがあるのではないかなというふうに、私個人的には考えました。今年度から、課のほうでも自立相談事業として生活困窮者の就労準備事業や、生活困窮者家計改善事業などという形で予算化されてる部分もございます。その中で、先ほど答弁いただきましたが、社会福祉協議会のほうに委託をして、センターを設けて、こういった相談に応じていると。この相談に応じる中で、そこの職員さんがやはり、10個、20個ある制度の中で、どの政策を取ってどこに結びつけて、この方の相談案件においては子育て支援課、この案件にお

いてはひと・くらし支援課というふうに、なかなか事業これだけあると、従事されている方のスキルというのが非常に大切であるというふうに思います。私自身がその指導員として配置をされたと仮定しますと、なかなかこの課に回していいのか、相談を受けるけれど答えが出ないまま、もしかすると窓口で普通の世間話をして、自立に向けた政策を提示することができなくお返しすることもあるなどというふうに、想像ができました。

この部分でいくと、やはりコロナ禍の中の感染拡大で、コロナの収入減とこの自立の分での重なっている部分が今あるのですが、先々見たときに、コロナじゃなくても、自立に向けた支援というのは今後していく方向であるのは、国も県も間違いのないと思います。

こういった中で支援体制が、自立に向けた支援体制、このセンターのほうかどのように取っているのか、詳しくお答えください。

○ひと・くらし支援課長（甲斐博幸君） お答えします。

社会福祉会館内に別府市自立相談支援センターを設置し、センター長1名、主任相談支援員1名、相談支援員2名、就労支援員1名を配置しております。

また、今年度より自立相談支援事業と合わせて一体的実施を促進するため、就労準備支援事業と家計改善支援事業を実施することになりました。

○4番（阿部真一君） それでは、併せてこのセンターで行っている相談内容と、今度若年層、こういった方への支援、自立支援、そして指導について、子育ての世帯における生活困窮に対する自立支援、指導の体制はどのようになっていますか、お答えください。

○子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

子育て支援課における支援につきましては、主にひとり親家庭に対する経済支援、生活の支援を行っております。通常業務として、ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、またひとり親家庭等医療費の助成という生活の安定と自立を促す支援を実施しております。

また、2名の母子父子自立支援員を配置し、相談に来られた方々の状況に応じ、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金の手続きなどのほか、場合によっては生活保護担当につないだり、関係機関との調整を図るなど、自立支援や指導を行っております。

○4番（阿部真一君） ひと・くらし支援課は主にこの社会福祉協議会にセンターとして、相談窓口を委託して行っております。子育て支援課の内容によっては、そちらに相談に行かれる方もございますし、担当課に直接相談がある場合もあります。もちろん、教育委員会の教育現場からの御相談があって、子育て支援課につなぐケースがあると思います。これを聞いただけで、どの制度がやはりこの方に、相談される方にマッチするのかというのは、相当勉強しないと、やはりなかなか本当の自立に結びつくことができない。この自立のメニューとお金はあるのですが、そこをうまく回していくにはやはり、この別府市の自立相談センターの役割というのは今後大きくなってくると思います。

その中で、この自立センターが、令和3年度だけで結構ですが、どのくらいの相談件数があったのかお答えいただけますか。

○ひと・くらし支援課長（甲斐博幸君） お答えします。

令和3年度の新規相談者数は252人です。相談内容の合計件数は529件となっており、主な内容は収入や生活費について、病気や健康、障害のこと、お住まいについてなどとなっております。

○4番（阿部真一君） 新規相談者数だけで252名、そして相談内容の合計件数が529件ということで、単純計算してもやはり1日に1人から2人、相談に訪れていることがわかりました。しかも、その内容についてはやはり各課にまたがる政策の事柄が多いと思います。

その中で、やはり今後別府市としては、こういった重層に重なった支援体制、メニュー

がある中で、相談に来ていただいた人に適切な相談のメニューを提示できる、そういった体制がやはり必要ではないかなというふうに考えております。この部分でいくと、様々な取組をしていく中で、やはり担当課の悩みもあるかと思えます。部も課もまたがって、横に縦にすごく横断的になっている部分があると思えますので、この一、二年で、コロナも重なって大変な部分ありますが、やはり部としてしっかりした考えを持っていただいて、相談に来た方の件数ではなく、それが自立に結びついた数値としてお示しできるように、体制を取っていただきたいというふうに思えます。

最後に、この仕組みの中で、今後についてどのような展開、展望を持っているのかお答えください。

○ひと・くらし支援課長（甲斐博幸君） お答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した中、社会福祉協議会における緊急小口資金等の特例貸付け及び住居確保給付金、また生活困窮者自立支援金などの支給によるものが、現時点では効果的な支援につながっていると考えられます。

今後も、生活困窮者への自立支援においては各課、関係機関とより一層の協力関係を構築し、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施していきたいと考えております。

○4番（阿部真一君） やはり、自立に関してはその人、その方の生活状態もあります。恐らくハローワークに行っても面談に行かないまま、就労に結びつかない方もおられるでしょうし、そして就労したけど長続きはしない、そういった部分もあるかと思えます。その辺の、精神的な精神論の部分で言うと、やはり子どもの部分の育成の中で、必要な部分というのが、20代、30代、40代になったときに問題として浮かび上がったときに、誰も何も解決ができない部分まで行っていることが多々あると思えます。やはりそういった部分で、行政ができることをしっかり、相談された方に対して提示できるように、このセンターへの指導、そしてまた任期付職員ということでお聞きしましたが、やはりその部分、職員課、総務部もやはりこういった部分の設置、人を配置するときにしっかり頭に入れていただいてほしいというふうに思えます。

それでは、次の手話通訳者の育成事業についてお聞きして、お聞きいたします。

別府市の手話言語条例が令和2年に策定されました。これ、流れをくみます平成18年に国連の総会のほうで障害者の権利に関する条約の採択により、手話が言語ということで国際的に認知され、導入された経過と、そして平成26年、別府市の協会によって手話が早期策定をされて、その意見書が出た経緯があり、別府市でも条例化された流れがございます。

その中で、この手話条例が制定された背景、至った経緯を御説明ください。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

議員がおっしゃられたとおり、その後平成30年の5月に手話言語条例の制定に関する要望書が大分県聴覚障害者協会より、大分県内の各市町村長宛に出されました。同年11月に別府市聴覚障害者協会より別府市手話言語条例の制定に関する請願があり、平成30年市議会請願第3号として採択されております。

これを受けまして、別府市手話に関する条例検討作業部会を令和元年12月に設置し、3回の会議を経ました条例案を令和2年第2回定例会議第74号として提案し、原案のとおり可決されております。

○4番（阿部真一君） この手話の条例が制定された経緯もあります。そして、こういった障がいを持った方に対する一つの入り口として、社会の中での活動を知る上で、別府市の条例制定化があり、今後この条例の下に、やはり垣根のない取組をしていただきたいというふうに思えます。

そこで、市内の手話を言語として使われてる方は何名いるのか、そしてまた県下の手話

通訳者の現状はどのようになっているのか、お答えください。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

令和3年度末での聴覚障がい者数は450名です。手話を利用される方の正確な数は把握しておりませんが、障がい等級の1、2級の方を該当としますと122名となります。

手話の通訳者ですが、大分県下での登録者数が現在137名であります。近隣市町村を見ますと、大分市67名、中津市19名、日出町4名であり、別府市では9名となっております。

○4番（阿部真一君） 近隣の市町村に比べると、別府市は今9名ということでございます。別府市は観光都市でもありますし、行政が主体とするイベントや催しもあります。そして民間のほうでもこういったイベントや催しの中で、やはり手話の方の力、こういった能力を必要とする場面が多くあると思います。

その中で、今年度手話の奉仕員の育成研修事業ということで、額は少ないのですが、この事業が新規事業として予算化をされてます。これ非常に予算額としては小さいのですが、やはり着目する部分として担当課のほうにちょっと聞いたら、なぜこの予算を取っていったのかということに、私は強い感銘を受けました。別府市が障がい者と一緒に進めていく姿勢としては、やはり手話の部分も垣根なくやっていきたいというふうに、担当課のほうの熱いメッセージもありまして、この予算化を事業提案をしていますということで予算の中で説明を受けました。

この事業に対して、今後手話の通訳者が、高齢化もありますし、今後こういった講習を受ける中で、手話をする人も増えていく。いろんな各種のイベントの中でも、手話の方が幅広く社会の中で活躍できる場所としての一つとして、やはりこの事業を幅広く展開していただきたいというふうに私自身は考えておりますが、言語である手話での意思疎通を図るためには、やはりこういった手話の方の人数が増えていかなければなりません。本市での通訳者数及び今後の育成について、この事業展開も含めて御答弁いただけますか。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

育成につきましては、聴覚障がいのある方との交流活動促進等が期待される導入部分としての手話奉仕員養成講座を従前より開催していますが、手話のさらなる理解と促進として、手話奉仕員養成講座を修了した方を対象に、令和3年度からステップアップ講座を実施しております。本年度は、ステップアップ講座を修了した方へ上級講座を開催し、さらなる継続学習の機会を創出いたします。

また、将来的な手話の興味を持っていただけるよう、市立小中学校の児童生徒を対象としました手話理解促進事業を今年度より実施いたします。

○4番（阿部真一君） ありがとうございます。

この議会でもそうです、ケーブルテレビで御覧になっている方もいます。その中にはやはり聴覚に障がいがある方もございますので、ぜひこの議会棟でもそうですし、いろんな各市の催すイベントでもやはりこういった手話の部分というのを幅広く導入していただきたい、そしてその中で、教育現場でも先ほどありました、いろんな高齢者の部分の健康増進の部分でも、こういった手話の取組をしていくというのは、やはりお年寄りの方の手足の運動も含めて闊達になる部分もございますので、ぜひその辺もこの事業を進めていく上で、そしてこういった障がいを持った方と垣根をなくして事業を進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、市有区営温泉の運営状況についてお聞きいたします。

現在、別府市の市有区営温泉の数でございますが、令和4年4月時点で市有区営温泉は69施設、うち68施設は運営を行っていて、1施設が現在休止中ということでお聞きしております。過去5年では、一時的に休止・休業した市有区営温泉が複数ありますが、この中でやはり民間の力を導入して復活した鉄輪のすじ湯温泉や梅園温泉などあります。こ

の温泉の問題を取り上げたのはやはり少子高齢化の中でもやはり運営の難しさ、経営の費用対効果の難しさが側面として、背景としてあると思います。

この市有区営温泉については、自治会、そして組合等が管理運営されていると思いますが、別府市として市有区営温泉の運営状況、管理状況等どのように担当課が把握しているのか、またこれまでに管理において、運営において各組合長の方から相談を受けたということがあろうかと思いますが、その内容について御答弁ください。

○温泉課長（樋田英彦君） お答えします。

市有区営温泉に関しましては、建物や土地などの市の財産に属する部分を運営する温泉組合等に貸し付けており、管理運営に関しては温泉組合等が自己の費用によって行っております。

このような形態によって、市有区営温泉を管理運営しているということもありますので、別府市には温泉組合等の代表者や、役員等の届出をしていただくようにしておりますが、運営状況や管理状況に関する指導や運営状況等を示す書類の提出などは求めておりません。また、これまで市有区営温泉を管理運営する温泉組合等から、温泉課に組織の運営面に関することや、設備等の維持管理に関することなどの御相談は承り、その際助言等を行っているところでございます。

○4番（阿部真一君） それでは、この町内の共同温泉に関しては、やはり毎年1カ所、2カ所程度で問題が出ている、廃業に追い込まれる、運営ができないということで担当課のほうも相談を受けているという実情があると思います。

その中で、やはり別府市としては、今担当課でこういった市有区営温泉を守る上での制度として、共同温泉管理整備補助金という制度がございます。この周知もさることながら、やはり施設の改修、改善に対する貸付け、そして補助事業等の支援を行っていることだと思いますが、その情報がやはり行き届いていない市有区営温泉もあります。これはやはり組合で運営をしておりますので、なかなか高齢者の方はそういった情報に行き着かない部分もあろうかと思いますが。

その部分で、やはり温泉課がどのようにそういった組合長、組合の方にアプローチをしていくのか、日々の相談の中で先々こういった問題を解決する上で考えを持っているのか、お聞きしたいと思います。相談がある内容としてはやはり人、物、お金というところとあれですけど、やはり経営の部分と人の部分が、それとあと給湯の部分、この3つが大体主な問題点としてあると思います。

そういった中で、マニュアル等を制作して、別府市もやはり管理体制、運営体制としてこのような形で、指示・指導ではありませんが、市有区営温泉の運営に対しての考えを持つ必要があろうかと思いますが、そういった部分についての考えをお聞かせください。

○温泉課長（樋田英彦君） お答えします。

市有区営温泉、区有区営温泉等の施設の改修や泉源掘削等の費用に対して貸付金制度、また、市有区営温泉に対しては貸付け制度のほか補助金制度等を設けて支援を行っているところでございます。

貸付金や補助金の制度、そのほか諸事項についての説明のため、市有及び区有区営温泉に関する説明会を開催し、これまで周知を図っておりましたが、令和元年度の開催以降、コロナ禍の状況もあり、令和2年度、3年度は一堂に会しての説明会の実施は見合わせ、文書送付による制度説明等をさせていただいております。

また、そのほか共同温泉の管理運営に関する情報提供など、適宜様々な機会があるごとに、市有区営温泉や区有区営温泉の温泉組合等に周知を行っております。今後も周知の方法や相談しやすい体制など、関係者との関係性の向上に努めてきたいと考えております。

○4番（阿部真一君） この経営の管理体制、運営体制の市のほうの考え方というのは、基

本的には各温泉の運営にはなかなか行政としては足を踏み込めないという部分は理解をできます。しかしながら、別府市としては市営温泉を保有しております。その中で、指定管理制度を使って、管理者における収支、管理業務、自主業務費ということで、こういった収支の報告書を提出する義務を課しております。

そういった中で、行政が持ち得るこの市有区営温泉は、管理運営費としては規模が小さいものでありますが、こういった指定管理の中での、指定管理者の指導に対する部分に、特に経理の面と管理の面と、そういった部分で市有区営温泉の組合長、組合の役員の方にもこういったやり方がありますよ、こういった方法論がありますよというのをやはりお示しする時期が近々やっばり来ると思います。どこの市有区営温泉も、人と高年齢化が進んでおります。そこはやはり別府市の文化の一つとして、やはり切り離してはいけない部分だと思います。ここの部分、担当課としても行政としてもでき得る経済的な負担の部分、それとこういった方向性でやっていただいたら好ましいですよという指導の部分は、担当課としてはもう、近年中にはやはり考えをそろえて持っていつていただきたいというふうに思います。

この温泉に関しては、やはり市民の考える市有区営温泉、共同温泉と、観光の側面から見た温泉というのはやはり少し違う部分が、市民感情の部分でもあります。別府市の温泉課が考える役割として、温泉は観光客のためのものと、市民生活の中にもう入っている、温泉都市、両立をしながら、今後も貴重な資源として様々な課題を解決していつていただきたい、そのように思っております。

別府市としては、全体を見据えた中長期的な将来像を示す、そして将来像を示すに当たってのマニュアル等をしっかり持っていただいて、別府市全体の温泉に関する考え方を改めて協議していただきたい、これも全市民を巻き込んでもやってもいい部分かとは思っています。その部分に関して、今後の将来像についてどのように担当課、担当部長が思っているのか、御答弁いただけますか。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

市有区営温泉と共同温泉組合の運営管理について、今回御質問という認識で答弁をさせていただきますと、別府市内の市有区営、共同温泉等の温泉施設等につきましては、老朽化や管理運営する人材の問題、また設備管理等様々な課題が発生することが予測されております。今後、温泉組合等が市民生活に根づいた温泉、また資源としての温泉をいかにして守り、持続可能な財産として将来までどう維持していくかは重要な課題であるというふうに認識をしております。各市有区営、共同温泉等を取り巻く課題や将来を見据えた維持管理形態等について、例えばこれまでどおり、個々の温泉組合等で維持していくのか、また地域全体で連携して維持していくのかなど、様々な組織体制の形態等を御協議していただき、市といたしましてもパートナーとして課題解決に向け、一緒になって考えていければというふうに思っております。

○4番（阿部真一君） この部分ですね、担当部長、担当課長、管理職の方が庁内でもいらっしゃると思います。やはり、現場に足を運ぶのは担当課の職員でございます。その部分の職員の部分も、やはりそういった市有区営温泉を運営するに当たっての御相談を受けて、お話を聞いている部分が非常に多いかと思っております。しかも、それは毎年同じような問題で聞いていると。その中でやはり行政もでき得るところがここまでだと、ここまでは行政がしっかりやる、後は住民の皆さんと別府市として胸襟を開いて一緒にこの温泉を考えていきたいと思いますという、ある程度スローガンのような流れが必要だと思いますので、そこは住民の方に、担当課のほうも全部行政におんぶにだっこではなく、住民にも考えていただく一つのツールとして必要なのではないかなというふうに考えております。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

(議長交代、副議長小野正明君、議長席に着く)

- 1番(梶田 貢君) 自民党議員団の梶田貢です。半年ぶりの一般質問ということで、非常に緊張しております。昨夜もちょっと寝つきが悪かった部分もありますけれども、今日また元気いっぱいですっきり質問していきたいなと思っております。

私がこの議会に初めて皆様のおかげで当選させていただきまして、3年前のこの6月議会で初めてこの議場に立ったのをまだ覚えております。本当に私たちは、議会は行政のチェック機能として、やはり時にはアクセルとしていいものは進めていく、そして時にはブレーキとして、しっかりとしたストップする役割というものも必要だなということを感じさせていただきました。本当にそれがしっかりできているかどうか、今後私もこの市政のほうですっきりそういったところをチェック機能、機関としての一人として、しっかりとそういった活動をしていきたいなと思ひまして、一般質問のほうに入らせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

まず、1番の防災についてというところで質問させていただきます。

現在、コロナ禍ということでいろんな制限があると思ひます。私も先日、先週の木曜日にちょっと携帯電話が落ちて壊れまして、携帯ショップに行ったときもそうなのですが、今完全予約制なのですよね。なかなか人数制限とかが多くて、今までと違うことがたくさんあります。それは、災害時にとっても関係してくるのかなというふうに非常に思っております。災害時は避難所の場合のことなのですが、もともとあった収容人数とも多分あると思ひます。その収容人数の考え方、これがまずコロナ前が大体どれぐらいだったか、そしてコロナに対応したときの収容の可能人数を答弁お願ひいたします。

- 防災危機管理課長(中村幸次君) お答えいたします。

避難所の収容人数の考え方は、体育館等の使用可能面積に対し、避難者1人当たり2平方メートルとして収容人数を算定しておりますが、コロナ対応の避難所の収容人数は密の回避の観点から、避難者1人当たり4平方メートルとなります。避難所は収容及び一時を含め、123カ所を指定し、うち収容避難所は41カ所で、最大で約1万5,000人の避難者を受け入れる計画ですが、現在のコロナ対応の場合では約3,500人の収容人数となります。

また、避難所の開設は避難所の地理的条件から、津波・地震・洪水等の災害の種類によって開設可能な避難所は異なることとなりますので、災害の種類によっては収容人数がさらに縮小されることとなります。

- 1番(梶田 貢君) 今おっしゃったみたいに、本当災害の種類によって多分異なることは、これは間違いないかなというふうに思っております。ただ、本当に大きな災害が来たときに、なかなか収容ができないとか対応が遅れてしまうということにならないことを念頭に置いて、しっかりとこのことを進めていただきたいなと思っております。

そして、避難所となります小中学校ありますよね。その小中学校というのが、多分建物自体が非常に古いのかなというふうに思っております。本当に耐久上問題がないのか、例えば避難所に避難者が集中した場合、床が抜けることなんかもあるのかなというふうに思っています。こないだも横断歩道が抜けてしまって落ちてしまったという事故もありまして、そういった意味で別府市の避難所、小中学校の耐久性、床が抜けるというふうな安全性はないでしょうか。

- 防災危機管理課長(中村幸次君) お答えいたします。

避難所は、庁内の各課が所管する施設を災害時に避難所として利用できるように公示した施設であります。耐震につきましては、収容避難所では1施設を除きまして耐震を有する施設であります。

また、床は1平方メートル当たり約5.8人が乗っても荷重に耐えるような構造であるため、避難者が多く集まっても構造上床が抜けることのないとの認識であります。

- 1番(梶田 貢君) 構造上床が抜けることがないという認識ですが、やはり建物自体が古いですので、しっかりそこは再度確認をしていただけたらなというふうに非常に思っております。

先月、私が所属している総務企画消防委員会のほうで、香川県の高松市の、こちらにパンフレットあるのですけれども、防災センターのほうの視察に行ってきました。非常にすばらしい施設でして、これが別府市にあるといいなというふうに率直に思いました。

そこで、今質問したような建物の耐久性の重要さなんかもその場でお聞きしましたし、今は防災について昔と違う点がたくさんあります。例えば、昔は火が地震のときには消さないといけないというのもあったのですけれども、今はもう逆に場合によっては火に近づかない、油物、揚げ物をしたときには油がかかってやけどをしてしまうなんていうところもありますし、今もガスなんかは自動で消えてしまうというふうなことがありました。地震のときも、机の下に隠れるという方法も一つあるのですけれども、やはり今、やはり震度が強いときの地震の場合は身動きが取れないということもあります。

そういったときに、廊下のほうは荷物が何もないのでこれは安全性が高いということで廊下に逃げるといった、私も本当に恥ずかしながら知らないことがたくさんありました。その場で、私も消火器も使ったことなかったのですけれども、消火器を初めて使うという体験もできました。そういったやはり変化というのが、市民の皆さん把握するためにも、防災訓練というのが私は必要だなと思っております。

そこでお尋ねさせていただきます。コロナ禍での防災訓練は現在行っておりますか。

- 防災危機管理課長(中村幸次君) お答えいたします。

防災訓練は、備えの観点から重要な訓練であります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、市での大規模な訓練は延期等の状況であります。各自治会では防災講話を含む小規模な訓練を行っている状況であります。今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮しながら、昨年度から延期していました石垣地区モデル地区避難所運営訓練、及び西地区モデル地区避難所運営訓練を実施する予定であります。

- 1番(梶田 貢君) 本当に、これ今防災はちょっと関係ないのでけれども、皆さん時代の変化で知識なんかもいろいろ変わっておりまして、風邪のときは今お風呂に入ってもいいというふうなところがあって、昔お風呂に入るなというのがありまして、これはもう科学的な根拠があってお風呂に入っているというふうな形で、時代とともにいろいろ変わっております。実施する予定があるのであれば、ぜひともこれを進めていただきたいなと思っております。

ちょっとここで、私の地元の南校区の防災についてちょっとお話をさせていただきたいなと思っております。

旧南小学校跡地、跡地ですね、私の母校なのですけれども、おひさまパークと住宅地になっています。現在は、その周辺で昨年、大雨がありまして、近隣に、土地に水が流れ込んでしまうということがありました。昔は南小学校というのはプールがあったりとか、石の階段があったりして堀みたいなのがあったので、そういった防波堤みたいになったと思うのですけれども、普通の雨であればそういったことというのは多分起きないと思うのですけれども、これからの時期、台風とか大雨が降る時期、そういった、その近隣の方の玄関まで水位が上がってきたというふうなことも聞いております。やはり、今後そういう堀がなくなったというところで、豪雨の際心配があると思うのですよね。雨水の排水施設の状況と、豪雨時の対応についてお答えください。

- 都市整備課長(山田栄治君) お答えいたします。

まず、排水施設についてですが、旧南小学校跡地の造成地の雨水排水につきましては、

区域内に新たに設けられた道路内に側溝を設置しておりまして、その流末を既存の道路側溝や雨水管に接続をし、排水をしております。

次に、豪雨時の対策についてですが、集中豪雨の際は各所で水路から水があふれたり、道路からの雨水流込み等が発生する場合がございますが、その際はまず応急として土のう設置等の対応をしております。その後の対策につきましては、各現場の状況等に応じまして対応をしていきたいと考えております。

- 1番(榎田 貢君) 昨年、本当に都市整備課さんのほうには迅速な対応をしていただきましたが、やはり市民の方の恐怖とか不安というのが絶えないと思います。

そこで、令和2年の9月議会でも私が質問したのですが、朝見川がすごく水位が上がりがやすく、冠水した場合、校区にある民間の建物等をちょっと一時避難対象先で協議・検討していただきたいというふうな話をしたら、協議・検討するという答弁があったと思います。その後、この状況を私も聞いておりませんので、進捗状況をお聞かせください。

- 防災危機管理課長(中村幸次君) お答えいたします。

進捗状況についてですが、その後民間施設を一時避難所対応についての内部協議を行った結果、おひさまパークの整備が完了したこと、また避難勧告の制度が廃止され、早期に高齢者等避難を発令することになったことなど、状況が変化したことにより、民間施設との一時避難所への対応協議は見送りとなりました。

現在、南校区の公共施設としては朝見川から南側は南部地区公民館などの公共施設、北側におきましてはおひさまパークがあり、両施設ともほぼ朝見川に隣接することから、朝見川が氾濫した場合には当該施設を避難所として利用することを考えております。

また、台風や大雨により朝見川が氾濫した場合には、避難所へ逃げる水平避難や、自宅の2階やマンションの上の階に逃げる垂直避難があり、市が提供しております防災マップなどを御確認いただき、市民の方々にはふだんから事前に避難場所を決めていただくことが重要かと考えております。

- 1番(榎田 貢君) 本当に地域の方もおひさまパークができて、そこが避難所っていうと一安心はしている部分もあると思うのですよね。

民間との協議が見送ったというふうに今答弁がありましたが、市民にはやっぱり高齢者の方もいて、サザンクロスなんかもよく避難所にさせていただいているのですけれども、やはり遠いというふうな方も非常に多いです。やっぱり、特にうちの地元で言うと遠いところで言うと浜町2区なんかとか、松原町なんかはちょっと遠いですねというところが、これがあるのが本音なのですよね。やはり、一時避難所として今後とも民間のビルや建物と協議していただくことはできないでしょうか。

- 防災局長(白石修三君) お答えをいたします。

先ほど課長から答弁させていただきましたとおり、おひさまパークの避難所としての利用、また早期に高齢者等避難を発令することになったことを踏まえ、民間施設や民間ビルとの協議、一時避難所には指定しておりません。

川の氾濫に対する避難は長期、長時間にわたることが予想されます。そのため、避難所とするためには避難スペースはもちろんのこと、避難環境や避難生活への対応、感染症対策、備蓄品の配置など、様々な対応が必要となってきます。このため、民間施設や民間ビルを一時避難所にするためには、この条件を満たすことが必要となってきます。

一方、沿岸部では津波の場合を想定し、民間ビル等を活用した津波避難ビルを指定しております。これは一時的に津波を避け、高いところに逃げるための場所を提供するものであり、氾濫などの風水害に対応した民間施設の利用形態とは異なる側面があります。さらに災害対策基本法の改正により、1人で避難が難しい高齢の方、障がいのある方など、いわゆる避難行動要支援者の対応としましては、法律上地方公共団体の努力義務ではありません。

すが、本市では今後5年間で関係部署と連携し、個人ごとの個別避難計画を作成する予定であります。その計画の作成において、避難経路、避難場所を選定し、災害時でも避難に不安がないように取り組んでいく考えであります。

- 1番(梶田 貢君) 今、避難に不安がないように取り組んでいくというふうにおっしゃっていました。先ほどからおひさまパークの名前が出ますけれども、私も説明会出たとき、ちょっとあそこも朝見川に近いところと、海拔から低いということで、100%の安全性はちょっと見込めないというところを言っていて、そこら辺は地元、地域の方も懸念している部分ではございますので、おひさまパークというのも一つの選択肢としてやっていただきたいですし、先ほど言ったみたいに各校区内、やっぱり高齢化が進んでおりますので、しっかりと建物、民間企業とのパイプ役をしっかりと行政の皆様にご協力いただきたいなと思います。

続きまして、災害時やっぱり電気・ガス・水道というのが、特に水とかが必要とされています。特に水の不足は、我々の命に関わることだと思いますね。飲料水なんかがよく取り上げられますけども、トイレや生活用水といったものが、やはりなかなか取り上げられてない状況で、熊本のほうでは肥後銀行さんが生活用水のために防災井戸を掘っています。これはもう、災害に備えて作ったというふうな報道も私も見ております。

そこで、防災井戸というものを御存じであれば説明お願いいたします。

- 防災危機管理課長(中村幸次君) お答えいたします。

防災井戸とは、他都市の状況を見ますと、災害時協力井戸や災害時開放井戸と呼ばれ、個人等の所有するふだんは使用していない既存の井戸で、所有者の御厚意によりまして、地域の防災活動において災害時に生活用水として利用することができるように、行政に登録した井戸であります。

- 1番(梶田 貢君) 本当に今、個人井戸というのがありましたけれども、大分市はそういったのがたしか登録されてネットでも見られるみたいな形でした。

そこでちょっと一つ提案なのですけれども、この別府市でも防災井戸を掘って災害に備えたらどうかと思いますが、見解をお聞かせください。

- 防災危機管理課長(中村幸次君) お答えいたします。

熊本市は市民の水道水の100%を地下水で賄っている日本一の地下水都市で、水道水の全てを地下水で賄っているところは日本全国でもほかに例のない市となっております。本市では、現在では大分川から取水することにより水道水が不足することはありませんが、過去には水不足を経験したこともあり、決して水に恵まれた都市ではありません。

一方、本市は温泉に恵まれた都市であり、雨水が地下に浸透し50年を経て温泉となって使用されており、温泉資源の保護の観点を考慮すると、地下水の取水に対しては慎重に考えなければなりません。地震時の飲料水の確保の対策は、1カ所当たりで水道水100立方メートルを貯水することができる地下式の耐震性貯水槽を市内7カ所に設置しており、南校区には松原公園の地下に設置しております。この耐震性貯水槽の1個当たりでは、災害時1人1日3リットルを消費するとして計算してみますと、断水期間が1日の場合では約3万3,000人分、3日間であれば約1万1,000人分となり、朝見川に隣接する南地区及び浜脇地区の人口約7,700人分を十分に確保できることとなります。

また、本市の地域防災計画では、飲料水の確保では、自助の観点から市民の方々に1日3リットルの水をペットボトルで備蓄していただき、また、生活用水につきましても1日7リットル程度を浴槽や洗濯機などに貯水していただくようお願いしているところであります。

今後、防災井戸につきましては他都市の取組などの情報を収集し、また防災井戸となり得る井戸の存在を含め、調査・研究する必要があると考えております。

- 1番(榊田 貢君) 本当に災害時、本当に飲み物に関しては水じゃなくてもお茶とかジュースとかで対応はできると思います。私も結構きれい好きでして、また夏なんかは汗かいたら非常に水で洗いたいとか思ったりする部分もありますので、やっぱり生活水というのは、生活用水というのは非常に必要ななと思っております。

今回の防災対策、先ほど言った南校区の現状もありますし、生活水の確保のためにも防災井戸というのを私は今提案させていただきました。今後、防災に対する対応がますます重要となってくるとは思いますが、今まで言った南校区の部分、防災井戸の部分、全部のトータルの防災部分を含めて市長の考えをお聞かせください。

- 市長(長野恭紘君) お答えします。

防災に関しては、やはりよく昔から言われますが、自助・共助・公助というふうに言われます。本当に全国で今多発する激甚災害等を見ておりますと、本当に日頃からの備えというのが、まずこれが一番大事であって、本当に緊急時に準備してもこれは間に合わないもので、事前の準備をいかにするかということが最も大事だなということを、本当に痛感しております。

また、命を守るという初動の体制においては、自助・共助というのが本当に大事で、公助である我々としてはしっかりと、その後命が助かって、その上で皆さん方の生活を支える、避難先の環境整備であるとか様々なことをやっていく。具体的には、今備蓄倉庫の整備でありますとか資機材の購入、それから防災DXと様々な対策を講じているところでありますけれども、議員言われるようにこの防災井戸についても、今現段階においては、先ほどの答弁にもありましたように事足りているというようなことで、飲料水等々において足りているとのことであります。御提案にありました防災井戸にかかわらず、様々なことにおいては、これは効果が期待できるなというものに関しては積極的に取り入れて、市民の皆さん方の安全・安心を守る防災力強化に努めていきたいというふうに思っておりますので、また様々な御指摘を頂きたいというふうに思っているところでございます。

- 1番(榊田 貢君) 今、必要であれば検討していただけるというふうなお言葉頂きました。本当に私もそうなのですが、何か起こってから動いたりする方が多くて、水不足なんかはなりますので、事前に備蓄していくことが大事かなと。これが毎日、常日頃することが一番の防災対策だなというふうに思いました。本当、何かあってからでは遅いと思いますので、ぜひともいろいろな部分で検討していただきまして、この項の質問を終了させていただきます。

続きまして、小学校のICT化という部分で質問させていただきます。

現在、ICT化が導入されまして、ごめんなさい、小学校と小中学校まとめて質問させていただきます。小中学校で様々なことが起こっていると思います。これからはデジタル社会で、別府市もデジタル化が推進していくと思われまます。今後、教育の場でもこれ必ずデジタル化が私は先行していくというふうに考えております。

そこでお尋ねします。現在のICT化、小中学校のICT化の進捗状況をお答えください。

- 教育政策課長(奥 茂夫君) お答えいたします。

令和2年度末までに別府市内の公立小中学校に、児童生徒1人1台のタブレット端末と、各学校における高速通信ネットワーク環境を整備し、令和3年度から本格的に各学校でICT機器を活用した授業を始めました。

さらに、令和3年12月から自宅にインターネット環境がない家庭に対してモバイルWi-Fiルーターを貸与し、全ての家庭でタブレット端末を持ち帰って学習ができる環境を構築いたしました。

学校現場では、これらのICT機器を活用して、日々の授業や持ち帰られるような宿題

など、教員の研修や創意工夫により、活用の機会が増えている状況であります。

- 1番（榊田 貢君） 自宅に持ち帰って学習ができる、これは本当に素晴らしいことだと思います。私も小学生のときとか、分からない宿題とかは次の日学校まで持ち込んでいた部分がありましたけれども、今多分そういったのが家庭で調べることが多分できるという部分で、非常に効率が上がると思いますので、ぜひとも期待しております。

今の答弁の中で、Wi-Fiがない方は、令和3年12月からモバイルWi-Fiルーターの貸出しをしているという答弁がございましたが、簡単な流れを説明してください。

- 教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

家庭学習用のモバイルWi-Fiルーターは、教育政策課より各学校を通じて保護者に希望調査を実施し、申込みを頂いた上で教育政策課にて貸付けを決定し、各学校より児童生徒に貸付けを行っております。

- 1番（榊田 貢君） 家庭にネット環境がない方にとって、これはすごいありがたいことではございますね。故障時の対応など、迅速に今後していかないといけないなと思いますけれども、事前の打合せで今のところ壊れている部分はないということだったので、今後壊れたときの対応というのは、今の段階でマニュアル化していくと非常にいいのかなというふうに思っております。ICTを導入するということは今までと劇的に変わる部分が多々あると思います。新たに何かをするときには必ずメリット、そしてデメリットが生じると思います。

そこでお尋ねさせていただきます。ICTの導入後のメリット・デメリットをお答えください。

- 教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

ICT機器と今まで紙の教材での一番の違いは、例えばいつでも気軽にインターネットを利用した調べ学習ができたり、よいアイデアを出した児童生徒の解答や作品を、迅速かつ視覚的にタブレット端末を通じて共有できるなど、数多くのメリットがあります。

しかしながら、使い始めてから明らかになった問題点や新たな不具合の発生がありました。例えば、タブレット端末のOS、これはコンピューターを動かすためのソフトウェアでありますけれども、このOSをアップデートするとこれまで使えていたアプリやネットワーク等に不具合が出るケースや、ネットワークが不安定でつながりにくい、動きが遅くなるといったケースもありました。どちらのケースも解消に向けたあらゆる調査を行い、改善に努めるとともに、今年4月からは新たな高速ネットワーク環境の導入を行っております。

- 1番（榊田 貢君） ネットがつながりにくくなるということは、これはよくあることだろうなというふうに思います。私自身も携帯とかも当たりますので、少しは当たれるのですけれども、決して得意とは言えません、デジタル機器の使用がですね。やっぱり得意な方や不得意な方が、学校現場の先生にも多分おられると思います。ICT機器に詳しくない先生が、授業の準備等が多分非常に苦労したりしてる部分もあると思いますが、先生向けのICT操作の授業や研修など含めて、どのような対応をしているのかお答えください。

- 学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

ICTを活用した授業づくりに関わる相談や、授業を行う際の支援、ICT活用に関わる校内研修のサポート等を担うICT支援員5名を、各学校からの要望により派遣しているところでございます。

また、先生方の個人研修が行えるように、各種アプリの使い方に関する研修動画が自由に視聴できる環境を整えているところでございます。

さらに、本年度は先生方のICT活用能力を診断し、適切な研修を適切な時期に実施することで、教員のICT活用能力の向上や各学校によるICT活用のさらなる推進を図っ

てまいりたいと考えております。

- 1番(梶田 貢君) 相談をしっかりと受けて、先生方の負担を少しでも軽減できると、これは非常にいいのかなと思っております。市長も分かると思うのですが、物事はやはりゼロから1にするときというのが一番労力や時間がかかかりますので、本当にそこは今が一番大変なところだと思いますので、しっかりよろしく願いいたします。

今、一人一人にタブレットを持たせていると思います。児童生徒がタブレットを持つということは、様々な問題が出てくると思います。その中で、フィルタリングについてどのような制限をかけているか、具体的にお答えください。

- 教育政策課長(奥 茂夫君) お答えいたします。

児童生徒を教育上不適切なサイトや危険なサイトへのアクセスを守るとともに、先生や保護者が安心して子どもたちにタブレット端末を利用させるために、そのためにもフィルタリングの導入は必要不可欠であるというふうに考えております。現在、児童生徒が使用する全てのタブレットにフィルタリングソフトを入れて対応しております。

また、学校内だけではなく、学校外での使用や家庭に持ち帰っての使用におきましても、有害サイト等にアクセスができないように制限をかけております。

- 1番(梶田 貢君) 今後、その有害サイト等の規制はかけていると思うのですが、事前の聞き取り調査で、ユーチューブなんかは見られるということで、学習に対して使う部分にはいいと思うのですが、今ユーチューブの幅というのは非常に広がっておりまして、簡単に言うと迷惑系ユーチューバーなんかを見たりすると教育的にも非常によくないというところで、なかなか親もユーチューブというのは余り見せたがらない部分もあるのですよね、それに依存してしまうという部分も。そこら辺は難しいと思いますが、今後しっかり対策を取っていただきたいなと思っております。

そして、タブレットが故障したとき、児童生徒に対しての対応をどういうふうに行っているのか、また故障したタブレットの台数及び故障内容をお答えください。

- 教育政策課長(奥 茂夫君) お答えいたします。

昨年度1年間の児童生徒のタブレットの故障台数ですが、全約8,000台中故障台数は10台ありまして、故障の原因ですが、液晶ガラスの割れと内部の何かしらの故障等の不具合が半々程度となっております。

タブレットの故障時は、児童生徒に対しまして代替のタブレットを貸して対応しております。

- 1番(梶田 貢君) 故障したタブレットの修繕に対しては、どのように対応をしているのでしょうか。豊後大野市では、そういった窓口が多分正規代理店ではなく、そういうのを扱えるところを、探して修理を依頼しているというふうな形で、経費削減の事例も私も聞いております。

別府市では今後どのような対応をしていくのか、お答えください。

- 教育政策課長(奥 茂夫君) お答えいたします。

購入して1年未満の自然発生的な故障については、メーカー保証にて新品に交換することで対応してまいりました。ただし、液晶画面の割れはメーカー保証の対象外となるため、教育政策課にて保管しております。

今後も、他市の事例を参考にしながら対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

- 1番(梶田 貢君) 本当に、先ほどこの答弁見ると、今新しいのしかないから新しいのというところもあると思うのですが、正規店とか新品というのは非常にコスト面がかかる部分になると思うのですよね。少しでもコストカットしていくことは大事かなと思いますので、今の答弁で調査・研究とありましたので、そういうふうにごくがいかにかに安

くできるかというところもしっかり探していただいて、進めていただきたいなというふうに非常に思います。

最後に、この別府市の教育のICT化の今後の取組について、教育長の御見解をお伺いしたいと思います。

○教育長（寺岡悌二君） お答えをいたします。

いろいろな御指摘を頂きました。情報化社会はますますまだ進むと思います。また、コロナ禍あるいは自然災害等々、非常に予測困難な社会にもなろうかと思えます。子どもたちはこれからそのような社会に生きていかなければならないと思えますが、情報機器を使って学んだり、あるいはその情報の管理を適切に活用したりするという、そういう力は避けては通れないような教育になろうかと思っているところでございます。

別府市でもGIGAスクール構想の実現に向けて、全て児童生徒に一人一人端末機が配布され、そしてほとんどネットワーク環境が整備されてきましたので、多様な子どもたちがいます、その多様な子どもたち一人一人、誰一人取り残すことがないように、その子に応じた個別最適化を図ったり、あるいは独創性とか創造性を育ててまいりたいと考えています。

また、別府市にはすばらしい自然、あるいは歴史文化、あるいは観光産業等がございますので、その地域課題を解決するためにもこの情報活用能力が必要だと思えますし、また、市が進めておりますデジタルファースト宣言にもつながるように、別府市の子どもたちがICTの能力をしっかりと身につけていくように取り組んでまいりたいと思っています。

○1番（榊田 貢君） 本当にデジタル化とかICTとかいったものが、これから切っても切り離せない時代になると思います。そういった意味で、機械を導入ということはやっぱりどうしても経費かかりますので、経費削減の観点も含めて、後はその教育的な部分、本当にデジタルが入ってくるということはある意味危険な部分もたくさんありますので、本当にそういった部分で2つの観点からしっかり教育現場に、今後の子どもたちの教育のためにもしっかりと頑張っていたいただきたいなと思ひまして、次の項に移らせていただきたいなと思います。

小中学校ですね、新型コロナウイルス対策についてということでお尋ねします。

新型コロナウイルスの感染症に伴い、休校や学級閉鎖の措置を行う基準をお伺いしたいなと思います。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

令和3年3月までは、園児児童生徒の罹患が判明した場合、保健所との連絡、示唆を基に濃厚接触者の特定及び学校内の消毒作業が完了するまでの期間を臨時休業、同一の学校において複数の感染が判明した等、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学級、学年閉鎖の措置を行ってまいりました。

その後、保健所における積極的疫学調査の対象が同居家族及び感染した場合に、重症化リスクの高い方が多く入所・入院されている高齢者・障がい児者施設や医療機関に重点化されるようになりましたので、国の方針に基づき、同一の学級において複数の感染が判明した等、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校医と相談の上、土日を含み5日間を目安に学級閉鎖措置を行っているところでございます。

○1番（榊田 貢君） 土日を含んで5日間、土日は普通に元々休みですから、それも含めて3日間ぐらいで、結構な期間が閉鎖となるかなというふうに思います。

そこで、今まで休校、そして学級閉鎖などをどの程度行ったのか、具体的な数値をお聞かせください。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

令和3年度の公立幼稚園、小中学校での休園・休校措置に関しましては、幼稚園2園で

計2回、小学校8校で計12回、中学校1校で1回でございます。学年閉鎖は小学校1校で1回、中学校3校で3回行っています。学級閉鎖措置は小学校1校で1回です。

令和4年度は、学級閉鎖措置を5月末日までに小学校7校で12回、中学校1校で1回行っているところでございます。

- 1番(榊田 貢君) 皆様同じ考えだと思うのですけれども、やはり授業というものは実際の現場で受けることが一番大事かなというふうに思っております。今、大学なんかではリモートというものが非常に当たり前になりつつあります。でも、義務教育はそうはいかないと私は思っております。私も昔塾に行っていたのですけれども、その塾は授業を休んだときはビデオを見て行っていいよというふうなシステムだったのですけれども、基本的にはビデオ推奨はしないというふうなところで、やはり集中力が欠けたりとか気持ちが入らないという部分で、やっぱり生の授業の緊張感なんかを味わってもらうのが一番いいというふうなことで、本当に出られないときはビデオを見てくださいという部分があります。

そして現在、その授業の遅れを夏休みや冬休みを減らしてカバーをしていましたね。そういった意味で、休校や学級閉鎖を行わないためにも、現在いろんなコロナ対策を行っていると思うのですけれども、ほかに多分取り組んでない部分、例えば空気清浄機とかそういった部分が入れているのかどうか、お聞きしたいと思うのですけれども、そういった対策というのができているのか、またそれができていなければその理由をお伺いしたいなと思っております。

- 教育政策課長(奥 茂夫君) お答えいたします。

学校の教室における感染症対策としましては、いわゆる3密のうちの密閉を回避するために、文部科学省が作成した学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、基本的に常時換気を行いながら学校生活を送る形をとっております。具体的には、各教室ではエアコンを入れたまま、30分に1回以上2方向の窓を開けて換気を行い、感染症対策を行っております。

また、エアコンのフィルターについては、今年度から計画的にエアコンのフィルター等の洗浄作業を行うように予定をしております。

- 1番(榊田 貢君) 今年度から、計画的にフィルターの清掃作業を行うということですが、昨年度までは逆にどういう対応をしていたのですか。そしてまた、その洗浄の計画内容をお答えください。

- 教育政策課長(奥 茂夫君) お答えいたします。

エアコンフィルター等の洗浄作業につきましては、これまでは各学校において、特に古い機種などを中心に臭いの発生などで対応が必要になったものから個別に順次対応してまいりました。

今年度からは、5カ年計画を立てて順次計画的に洗浄作業を行ってまいります。

- 1番(榊田 貢君) 本当に、フィルターの掃除をするということが行われたということは、これは一つ前進したのかなというふうに思っております。

先ほども、ICTとかぶる部分もあるのですけれども、本当にどれが一番安くて効率よくできるかという部分の観点で、いろんな部分でいろんなものを見ていただきたいと思いますと思っております。

そこで、本当にいろんな、私も以前空気清浄機とか入れているのですかとか聞いたら、全学年に入れたいという思いがあるのですけれども、全学年に入れると非常に経費がかかってしまって厳しいというふうに、聞き取りでお伺いしました。本来であれば、全学年に導入することが望ましいと私も思うのですけれども、まずは中学校3年生、小学校6年生で受験を控えている児童から順番にやっていくことが私は、でもいいのかと思っております。私たちも小学校、中学校のときは、高学年の方から優先的にやっていたイメージ

がありますので、そういった意味で受験を控えた中学校3年生や小学校6年生を優先的にすることはできないでしょうか。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

コロナ対策として、様々なウイルス対策製品が出されております。児童生徒が安心して学べる学校環境を整備するために、今後もその効果等について検討してまいりたいというふうに考えております。

○1番（榊田 貢君） 本当に皆さんに生の授業を聞いてほしいなという気持ちはありますが、特に受験生なんかは本当に生の授業を聞きたい部分があると思います。本当に空気清浄機やエアコンフィルターとか、そういったさっきのウイルス対策のものを置いたからといって、コロナがゼロになるということは思っていないんですが、少しでもリスクを減らすことが大事かなというふうに思っております。今までと同じ対策をしても、基本的にはもういちごっこというふうなところになるのかなというふうに思いますので、ぜひともそういった部分で検討していただけたらありがたいなと思います。ぜひとも別府市の教育の発展のためにも、現場で任せるところは任せてもいいのですけれども、行政主体でできるところは行政主体でしっかりやっていって、子どもたちによりよい環境づくりのほうをしっかりしていただけたらなと思ひまして、次の質問の項に移らせていただきたいと思います。

浜脇秋葉線の進捗状況についてということで、お伺いさせていただきます。

都市計画道路の浜脇秋葉線の整備事業ですが、うちの地元の校区では話題になっておりまして、完成が計画どおり進むのかという、不安視する声もありますが、逆にこれは道路が広がるのが望ましいと思っている方が多いというふうな部分での心配です。

お尋ねします。事業概要、事業期間、現在の進捗状況についてお答えください。

○都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

浜脇秋葉線整備事業につきましては、県道別府挾間線浜脇バイパスの浜脇交差点の西側より永石通りまでの間540メートルで、幅員16メートルの道路整備を行うものでございます。平成31年に事業認可を受けまして、事業期間としましては令和13年度までとなっております。

事業の進捗状況についてですが、令和元年度に測量と設計を行いまして、令和2年度より土地や建物の補償のための調査を行い、その後関係する土地、建物などを所有されている方々などに個別に説明をさせていただき、用地取得、物件の補償を進めているところでございます。

○1番（榊田 貢君） 現在、用地買収等を進めているということですが、以前の一般質問の中でも、用地買収の対象となる地域の方々は大変心配しているという話をさせていただきました。買収の対象になる方、お話を聞くと、やっぱり全体の土地の2割だけとか中途半端に残っても困ると。やはり移転先とかもいろいろ商売している方は考えているのですが、やはり土地が高く、補償費で賄えないという声が出ております。この道路整備事業の推進を図るには、まずこの用地買収となる対象者の方々の協力が、私は本当に必要不可欠だと思います。市のほうで代替地をあっせんするとか、そういったことは、見つけるということは難しいと思いますが、例えば代替地や引っ越し先を探したり、調整することなんかはできるのではないかなと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

用地補償、建物補償等につきましては、不動産鑑定士による土地の鑑定、補償コンサルタントによる建物等の調査を行いまして、補償基準等にとつて補償額を算定し、各対象者の方々へ個別に説明をさせていただいているところでございます。

議員の今言われました代替地や引っ越し先等の関係につきましては、可能な範囲での調

整や情報提供などを行っていきたいと考えております。

- 1番（榊田 貢君） 地元で育った方は、やっぱり皆さんそうなのですけれども、今さらこの地元を離れたくないと、思っております。やはり自分の生まれ育った場所、今まで暮らしてきた土地を離れるということは、やはりこれは不便になるというふうな部分がありますので、そこをしっかりとケアしていただきたいなというふうに思います。

先ほど今言ったみたいに、市でできることというものはどうしても限界があると思うのですよね。それは私も理解しております。でも、先ほど言ったとおり、この事業を進めていくには地域の方々、特に今は買収が進んでいる、買収を進めている対象となっている方の協力が本当にこれは必要です。これが進まない、本当に物事が進んでいかないと思います。

そして、その対象となってる方は今言った様々な事情がありますが、市としてどのように進めていくか、お答えください。

- 建設部長（松屋益治郎君） お答えいたします。

議員言われるように、この都市計画道路、浜脇秋葉線の事業を進める上では、地域の皆様の御理解、御協力が必要不可欠だと考えております。また、地域の皆様方の様々な事情については承知もしております。

これからも事業の推進につきましては、丁寧な説明を行うとともに、市として可能な範囲での調整などを行い、御協力をお願いしながら事業を進めてまいりたいと考えております。

- 1番（榊田 貢君） 本当に対象となっている方々は、本当に様々な事情があります。私もその対象となってる方々のところに行きました。商売されている方だったのですけれども、本当に移転とかするに当たって、別府市さんがすごく誠意を見せてくれてる部分があるというふうに言っているのですけれども、やはりこれも民間が絡んでくることもありますけれども、やっぱり代替地を見つけるに当たって、やっぱり赤字になってしまうというところは本音の部分で言われたのですよね。だから、別府市さんの誠意が伝わるがゆえに協力はしたいのですけれども、赤字を打ってまではなかなかしづらいというところがやっぱり出ている部分もあります。市として、何度も言いますけれどもできることとできないことがあると思いますけれども、やはり本当に今協力しようとしている方が、なるべく赤というかマイナスにならないように、しっかり進めていただきたいなと思ひまして、親身に相談に乗っていただいて、よりよい近い行政というものを目指して進めていただけたらなと思ひまして、この項の質問を終了させていただきます。

最後の、新型コロナウイルスワクチン接種について質問させていただきます。

現在、4回目の接種の話題が多いですが、3回目の接種の状況についてどのようになっていますか。

- いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

6月1日現在での本市の接種率は、全人口に対して59.6%となっております。同時点での大分県の平均は59.6%、全国の平均は59.5%となっております。

5月31日時点での65歳以上の方の接種率は88.4%、それ以外の年代になりますと44.7%となり、報道等で言われているように若年層の接種が伸び悩んでいる状況がございます。

- 1番（榊田 貢君） 現在、接種を受けるには自治体から発行される接種券が必要とされていると思います。ということは、接種券がないと接種できないということですので、迅速な接種の妨げになっているのではないのかなというふうに思っております。接種券発行というのが時間がかかるとはお聞きはしているのですけれども、実際どれぐらいの時間がかかるか、具体的にお答えください。

○いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

接種券発行については、接種間隔、接種年齢等に応じ、印刷内容を都度変更しながら大量に印刷する必要があるため、大手印刷会社へ業務委託を行っております。本業務は他自治体も同じ業者へ委託しているため、同時期に印刷が集中する事態が発生しております。新型コロナウイルス接種券については、発注から納品まで3週間から1カ月の時間を要しております。

○1番（榎田 貢君） 3週間から1カ月ですね、結構時間がかかるなというのが率直な意見でございます。量も多いのでそれは仕方がないのかなという部分がありますけれども、前回の3回目みたいに、急な接種期間の変更があれば対応できなくなってくる部分がそういった部分であるのかなと思います。

3回目の接種時に接種券が届かず、ワクチンを打ちたいのだけれども打てないよという連絡が私の下に結構連絡が来ました。それはもう内田参事のほうにもお電話させていただいた旨ではございます。ワクチン接種は、やっぱり迅速な対応が一番だと私は考えているのですよね。

そこでお尋ねさせていただきます。効率のよい事務を図るために、接種券なしでの接種はできないでしょうか。

○いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、接種方式が変更になった際の柔軟な対応は困難である点は、デメリットとしてございます。しかし、接種対象者にのみ接種券を送付して接種を実施したほうが、正確で確実な接種を行えるというメリットがございます。接種券なしの接種につきましては、接種が急がれた1、2回目接種の職場接種や、3回目接種の際にやむを得ない場合は接種券なし接種を行ってもよいとの通達もありました。別府市では原則実施してはおりませんが、他自治体では1、2回目接種の間の3週間の間隔や、2回目と3回目接種の間の6カ月の間隔は、接種の際に確認できずに接種対象でないのに接種をしてしまったという間違い接種が発生したり、接種後に接種を受けた人から接種券が回収できず、その後の事務が停滞してしまうなど、手軽に接種ができる反面、様々な弊害が発生しております。正確で確実な接種を行うためには、接種券発行は必要であると考えております。

○1番（榎田 貢君） 別府市では、多分接種券の証明を出していると思うのですよね、接種券の証明書があれば、本人が病院の窓口で提示すれば接種期間が確認できると私は思うので、接種、それは可能だと思うのですよね。それが一番早く接種できる方法だと考えておりますが、どうお考えでしょうか。

○いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、接種証明書を持参いただければ過去の接種履歴の確認はできますので、接種券なしの接種を実施することは可能であります。しかしながら、接種対象でない人が接種を行う可能性があることや、接種後の接種記録の登録、接種費用の支払い等に接種券に記載される情報が必要となることから、様々な支障が発生することが予想されます。

今回の4回目接種では、3回目接種から5カ月を経過した翌週月曜日に接種券を発送いたしますので、できる限り早めにお手元にお届けすることで、迅速な接種が可能となっております。

○1番（榎田 貢君） 対象でない人が打ってしまうというふうな、今御答弁いただきましたけれども、病院と連携を組んで行えば、多分そういった接種券を出せば多分期間って分かると思うので、対象者でない方は多分大丈夫かなというふうに思うのですよね。しっかりできれば、今後医師会と連携を組んでこういう取組ができれば私もいいのかなというふうに思っております。

視点を少し変えて質問させていただきます。この接種券、取扱いは各自治体で自由に決めることができないのでしょうか。

○いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

今回の新型コロナウイルスワクチン接種は、予防接種法に規定される臨時接種に位置づけられ、その実施方法は厚生労働省から示されている新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きにて規定されております。

接種券の発行についても、同手引き内で接種者の氏名、接種券番号、接種者の情報登録用バーコードなど、記載事項を細かく定められております。様式の規格も細かく指定されているので、自治体の裁量が入る余地としては、余白部分を活用して市独自で伝えたい情報を印字するなどにとどまります。

○1番（榊田 貢君） 今の答弁を聞くと、ちょっと難しいのかなという部分も分かります。本当接種券、接種券というか接種証明出しますもので、それと連携取るほうが一番私は効率がいいのかなというふうに思います。今は対応が早いので、そこら辺はいいと思うのですが、今後また急な対応になったときは、そういった部分を取り入れていただけたらうれしいなと思います。

今までの議論を踏まえて、今後どのような方法で効率よくワクチン接種を継続するのか、お聞かせください。

○いきいき健幸部参事（内田 剛君） お答えいたします。

国は新型コロナウイルスワクチン接種を9月末まで実施することとしておりますが、今後の感染状況次第では延長される可能性も十分想定されます。ワクチン接種業務は法定受託事務であり、法令等で制度が定められている事務であります。御質問のように効率的なワクチン接種を行うことは市民の利便性の向上となることから、自治体に判断を任せられる部分は効率性と柔軟性を考慮した業務運営を実施していきます。

今後、安全で確実な接種を効率的に行っていくために、市医師会等と協力してワクチン接種を行っていきたいと考えております。

○1番（榊田 貢君） 今の答弁で、本当に進むのであればワクチン接種の迅速な対応につながると思います。市長、本当にこのコロナウイルス対策というのは日々正解がないことばかりだと思います、これが事実です。ただ、本当にこの別府市というのが最初ワクチンが接種が遅いって言ったのが軌道修正が早くて、それは本当にすばらしいことだと、私も思いますし、今後時代の変化にしっかりと対応したコロナ対策というのが非常に大事ななと思っています。

そして安心・安全なまちづくりをしていって、また元の、たくさん観光客でにぎわう別府市に戻ることを私も強く願っております。本当に、本格的にウィズコロナというのが少しずつ見えてきた部分がございますので、そのウィズコロナという部分をもうちょっと今後明確にし、本当に観光でにぎわう別府市、そして皆様が、笑顔がたくさん絶えない別府市になっていくことを願ひまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○副議長（小野正明君） 休憩いたします。

午後 0 時 00 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（小野正明君） 再開いたします。

○18番（平野文活君） それでは質問に入る前に、議長に資料の配付をお願いいたします。

○副議長（小野正明君） どうぞ。

○18番（平野文活君） この資料は、最後の4番目の生活困窮者自立支援事業に関連した資料でございますので、またその際に参照していただきたいと思います。

まずは、1番の新型コロナウイルス対策についてお伺いをいたします。

まず、第6波の特徴について、初めにお伺いいたします。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

別府市ではデータの整理上、令和3年7月16日からの第5波の陽性者が一定期間確認されず、再び感染が確認され始めた令和4年1月5日を第6波の始まりと考えております。大分県から提供された限られた情報の中の分析ではありますが、6月14日現在、第6波による市内の感染者は合計で5,953名となっております。

1日当たりの最多陽性者数は2月4日の109人であり、第5波に比べますと6月14日現在までで総数で約8.8倍、全国的な動向と同じように感染力が強いオミクロン株の猛威が影響していると考えております。

また、一例ではありますが、陽性者の年齢、感染経路等の項目を第5波と比べますと、年齢構成では20代が占める割合が半減した分、20歳未満が倍増し、60歳以上が増加しており、20歳未満が約2倍、60歳以上が約1.4倍となっております。

感染経路につきましては、県の公表資料から削除されましたので分析ができない状況となっております。引き続き、手指消毒、屋内におきましてはマスク着用、小まめな換気、黙食などの基本的な感染予防対策の重要性を認識、認識しているところであります。

○18番（平野文活君） 第5波の約8.8倍と、過去、昨年末までの2年間の5倍以上ということで、非常に感染力が強いのが特徴であります。3月議会でも聞きましたけど、その傾向は変わっておりません。

それとの関係で、このPCR検査センターについてお聞きしたいと思います。

これは発生した年から私も繰り返し要望してまいりまして、昨年6月に設置をされました。当時も、全国に誇れる英断だというふうに高く評価をさせていただきました。

そこで、昨年末時点と、この今年5月末時点での検査数と陽性者数についてお答え願いたいと思います。

○いきいき健幸部参事（内田 剛君） お答えいたします。

昨年6月の開設以降のPCR検査と抗原検査の合計延べ検査数と検査結果が陽性と判明した件数は、昨年12月末時点では検査数2万8,706件で、うち陽性者数が121人、先月5月末時点では検査数7万4,661件で、うち陽性者数994人となります。

○18番（平野文活君） 今の数字を差引きしますとね、今年1月以降、いわゆる第6波ですね、ですと検査数が4万5,955件ということになりますね。検査数は1.6倍昨年よりは増えているのですが、陽性者数は873人になりまして、7.2倍になります。それだけこのオミクロンになってから皆さん心配して出かけておられると。その結果、たくさんの陽性者が発見されたと、こういう経過になっていますね。検査数に対する陽性者の割合、陽性率と言っていると思うのですけれども、昨年の6カ月、6月以降6カ月で0.42%、今年のこの5カ月で1.90%、つまり検査数に対して陽性が分かった人の率は、昨年の6カ月に比べて今年の5カ月は4.5倍に増えているわけでありまして。

逆に言いますと、もしこのPCR検査センターがなかったとすれば、全県、これがあるのは別府だけですからね、大分は抗原検査センターがありますけれども、これがなかったとしたら、感染の自覚のない無症状感染者は、自覚のないまま周辺に広がっていたというふうに考えられるわけで、この施設の果たした役割はこの結果から見ても非常に大きいと改めて確認ができるころだと思います。

第6波の特徴について、そういう中でもなおもう一つの特徴があると私は思っておりますが、非常に死亡者が多いということなのですね。昨年12月31日現在の全県の死亡者は84人でした。つまり、2年間で84人です。それが今年1月以降、この、ごく、昨日までですかね、昨日まで合わせてね、79人の方が亡くなっております。計163人ですね。

一番多いのが3月で43人亡くなったのですが、この年齢構成を私なりに調べてみました。新聞記事ですけどね、50代が1人、60代が1人、そのほか41名は70歳以上であります。つまり、それだけ高齢者の死亡リスクというのが非常に高いということを示しているのですね。

そこで、全部調べるのはなかなか大変ですのですね、一番死亡者が多かった3月、3月の別府市内の70歳以上の感染者がどれくらいいたかというのを調べてみました。人数は110人でした。そして、その感染経路も集計してみました。69人が施設での感染、45%です。その後感染経路不明が22名、家族が20人、医療機関が17人、あと知人とか県外とかあるのです、一つ、少しあるのですけれど。その大半が、大半というか半分近くが施設での感染だったと。これは私が調べてみて、改めてやっぱりなという思いをしたわけがあります。

そこで、死亡リスクの高い高齢者の状況について、行政としてもきちんと分析をして次の備えに生かすべきではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○いきいき健幸部参事（内田 剛君） お答えいたします。

重症者や死亡者を出さないためには、引き続きマスク着用などの基本的な感染対策を継続し、ワクチン接種の推進と検査体制の確立に取り組んでいきたいと考えております。

なお、陽性者が発生した場合の医療分野における対応については都道府県の業務であり、都道府県からの要請に応じ市町村は協力することとなっております。第6波では保健所との大分県との協定書に基づき、健康推進課の保健師を派遣し、保健所業務を支援するなどの協力体制を整えております。

現在、福祉施設や医療機関では徹底した感染対策を行っておりますが、御指摘の死亡者を出さない対策は大変重要なことなので、今後も保健所及び施設等と連携して、困りが生じた場合は市として積極的に対応していきたいと考えております。

○18番（平野文活君） ぜひ、県任せにしないで、今おっしゃったように市の積極的な取組を期待していきたいと思えます。

次、観光で稼いで福祉に回すについてであります。

この稼ぐ力、もうかる別府というのは、長野市長の1期目からの主要なスローガンでございました。そして、2期目の初の市報で、観光で稼いで福祉に回すというのが理想だと、こういうことが述べられました。そしてごくごく最近も、これ次期市長選挙に絡んでということでしょうか、マスコミの取材に応じまして、残る1年で観光で稼いで市民サービスに還元する体制を構築したいと、こういうふうに述べておられます。

どういうものが発表されるか期待をしておりますが、私ども共産党議員団で、今年の1月初めに明石市の視察をいたしました。これは子育ての支援を充実させて、人口が増え税収も増えているという事例を勉強したいと思って、行ったわけでありまして。あそこの市長さんは泉さんとおっしゃるのですね。平成23年に市長になられて、今年で13年目です。頂いた資料によりますと、平成24年10月時点での人口が29万657人に対して、令和3年12月の人口が30万4,239人と、1万3,582人、4.7%増えたと。そして個人市民税が平成22年度の決算の150億7,900万円から、令和2年度決算の168億7,400万円、つまり10年間でプラス17億9,500万円、12%の増と、こういう資料を頂きました。

そしてこれが、こういう好循環がどこから来たかということ、子育て支援を徹底したということのようでもあります。高校生まで医療費が無料、第2子以降の保育料が無料、中学校給食が無料、小学1年生から市独自の30人学級、あるいは児童扶養手当毎月支給と、こういうことが主立ったものであります。そうした施策の結果、子育て層、20代、30代の人口が増えて、さらに交流人口も増えて、税収が増えると、こういう好循環が生まれているということアピールしているわけでもあります。

私の行ったときに、こういうパンフレットを頂けたのですが、明石が選ばれる理由、これが明石の好循環という、大判の24ページ立てのパンフレットであります。ちょっと見てください。そういう、すごいなという感想を持って帰ってきたわけですが、長野市長が一貫して掲げてきた稼ぐ別府、もうかる別府、そして稼いで福祉に回す、市民サービスに回す、これについて具体的な目標とか数字ですかね、そういうものはあるのかどうか。そして今後の見通しについて、まずお伺いしたいと思います。

○財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

観光で稼いで福祉に回すという考え方につきましては、別府の基幹産業である観光で得た財源を福祉分野を中心とした施策に充てることで、福祉や市民サービスの充実を図るもので、そのための手段として稼ぐ観光を推進するという考え方でございます。観光を中心とした域内での経済循環を、政策の表現として表したものでございます。本市として、観光で稼ぐことは本来あるべき姿であり、基本的な経済の循環の形であります。

市長就任1期目から市税の状況を見てみますと、個人市民税は平成28年度が約47億2,000万円、令和2年度が約48億5,000万円で、約1億3,000万円増加をしております。また、課税上の市民総所得金額では平成28年度が約1,246億円、令和2年度が約1,311億円で、約65億円増加しているのが現状です。

一方、この間福祉施策といたしましては、保育所の定員を約540名拡充し、放課後児童クラブでは13クラブの増設、定員を約370人拡充しております。また、子ども医療助成では、今年の10月から小中学生の通院費助成が拡充をされます。さらには小中学校の空調整備やトイレの洋式化を進め、教育環境の整備を図り、市独自の取組といたしまして、金融教育、プログラミング教育を今年度から開始するなど、教育の充実を推進しております。

別府市は、これまで観光産業を基盤として発展をしてきました。観光業で稼ぎ、それが雇用や市民所得の増加へつながり、市民所得の増加に伴いまして個人市民税が増加し、福祉を初めとした市民サービスの財源につながっていく、これが理想とされる別府市における経済の好循環であり、それが観光で稼いで福祉に回すという表現になります。

この表現を具体的に実行していくのが別府市総合戦略であり、具体的な指標や目標として、分野ごとにKPIを設定し、取り組んでいるところでございます。現状ではコロナ禍の影響がありますが、所得水準の面では個人市民税は平成27年度から5年連続の増収、課税所得につきましても6年連続増加となり、このことが総合戦略におけます各種施策につながっており、引き続き観光で稼いで福祉に回すとの考え方の下、経済の牽引を促す観光施策に取り組んでいくことが必要であるというふうに考えております。

○18番（平野文活君） 今の答弁は、以前からも同じ論調の答弁頂いているのですけれども、税収増というのは果たして長野市政の様々な施策の結果、それがなったという原因と結果の関係ですね、必ずしも明らかでないというのが率直な私の感想なのです。お金を使う、基金はかなり取り崩していますし、借金残高は増えていますし、そういう財政問題からいろんな指摘がされてきましたけれども、だから観光で稼いでというのがどういう数字になって表れてるかというのがちょっとよく分かりません。

そこでね、人口それから経済センサスについてお伺いをしたいのです。市長が最初作りたいわゆる人口ビジョン、2020年には11万9,018人、つまり11万9,000人を維持すると、こういうふうにかかれてあります。市長就任時のときの人口は12万782人、これはこの市議会手帳に書いてありますので間違いのないと思いますけれども、それでも減るかもしれないけど11万9,000人台は維持するというのが人口ビジョンでありました。2020年、令和2年度の人口はどうなったか、お答え願いたいと思います。

○財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

2020年、令和2年の国勢調査での別府市の人口は11万5,321人となります。

- 18番（平野文活君） そうすると、3,000人ちょっと減っているわけですね。いわゆる目標から比べてみても。ちなみに、現在5月末、この5月末の人口が11万3,723人だそうで、市長就任時から見ると7,000人以上減っております。

続いて、経済センサス、平成28年と令和3年の比較であります。事業所の数とそこに働く就業者数ですね、これの推移を教えてください。

- 財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

別府市におけます事業所数では、この間410の減少となります。率にしてマイナス7.2%となっております。また、従業員数では2,663人減少しており、率にいたしましてマイナス5.4%となっております。

事業所数、従業員数とも全体的には減少しておりますが、分野別では事業所数では農林漁業、電気ガス水道業、情報通信業、学術研究技術サービス業、医療・福祉、複合サービス事業の各分野、また従業員数では農林漁業、医療・福祉、複合サービス事業の各分野では逆に増加に転じております。

また、本市の基幹産業であります観光に関連する宿泊業・飲食サービス業では減少はしていますが、全国平均より事業者数では6ポイント、従業員数では4.5ポイント減少率は抑えられているというような現状でございます。

- 18番（平野文活君） 今言われた事業所は平成28年の経済センサスで、令和3年で410とおっしゃいましたね。ちょっと私の計算と違うのだけれども、元の数字を教えてくださいませんか。平成28年の別府市の事業所数は幾らですか。そして令和3年は幾らですか。

- 財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

まず、事業所数では前回は5,670、今回の調査では、速報値になりますけども5,260となります。

また、従業員数では4万9,204人から、現在の速報値では4万6,541人という形になります。

- 18番（平野文活君） 平成28年の事業所の数は、5,820じゃないですか。そして令和3年が5,260じゃないですか。560減っていますよ。ちょっとそここのところを確かめていただきたいと思いますが、どちらにしても人口はかなり減った、事業所の数や従業員の数も減った、という中でどういう形でもうかる別府になったのか。県下の、全県の平均事業所の数、それから就業者の数、全県平均よりは減り方がひどいのではないかと、今の数字を正確にしていきたいのですけれども、私はそういうちょっと数字的確認をいたしました。

そういう中で、特別別府市が稼ぐ力づくりで特別高い評価を受けるということにはならないのではないかなというのが、私の感想であります。もし違うのであれば、違うで言っただきたいと思います。

私はこの際、この観光で稼いで福祉に回すというこの考え方、これについてもやっぱり再検討したらいいのではないかなと、私は思うのです。いわば企業がもうかれば市民全体に回るというような、国も同じようなこと言っておりますけれども、このトリクルダウンの経済政策といいますか、これは実際はそういうことは起こっていないと思うのです。明石市がやったように、あるいは豊後高田市がやっているような、特徴的には子育て支援というところに特化してやっておりますが、そこを入り口にしていろんな施策をやっていますね。つまり、市民が望む、困っているとかが望んでいる、そういう福祉にしる教育にしる、そこに直接支援をすると、そのことがかえって経済の好循環につながっていくという事例が、明石市や豊後高田市の経験ではないかなと思っております。

豊後高田市は、この間ほかの議員さんからも紹介がありましたが、合同新聞の記事が出

ていますよね。学校給食は無料にした、あるいは医療費の無料化も高校生まで無料にしている、などなど、あるいは移住政策その他いろいろあるのですけれども、その結果8年連続して転入超過になっていると、30代の子育て世代の移住者が多いと、こういうふうに着目されている、こういうことが評価されました。

ですから、トリクルダウンではなくて市民のニーズに直接支援を強化する、その分野でほかの市町村に比べても突出するというようなまちづくり、それが経済の好循環にもつながるのではないかと、私はそう思っておりますがいかがでしょうか。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

まず、観光で稼いで福祉で回すというのは、経済循環の仕組みでして、そういったトリクルダウン理論、そういったものではございません。経済循環におきましては市外に資金がもれなく循環すれば、現状維持で経済の維持というのは可能でございますが、その中で資本減耗、あるいは市外への消費の支出、中間投入財の市外調達とかいった資金の漏れというのが発生しますので、とりあえず外部から資金の流入がなければ、地域経済というのは縮小していくというのは一般的な理論でございます。

そのため、本市では基盤産業である観光を振興して、資金を外部から絶えず獲得し、経済維持を發展させ、その原資によりまして市民福祉の向上につなげていかなければならないというふうを考えております。引き続き、観光で稼いで福祉に回すという考えの下、経済の牽引を促す観光施策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

それと、先ほどの人口の件でございますが、令和2年度、私どもの人口ビジョンでお示ししているものは2020年度、これはあくまでも推定値でございます。今回の2020年度の人口減少の要因としては、コロナ禍により入国制限等の影響と思われませんが、外国人の入国が33%減となっていること、これは大きな原因と考えております。直近では住民基本台帳の動きを調査しておりますが、4月、5月と転入超過というふうなことで推移しております。これについては引き続き把握を努めていきたいと思っておりますし、人口ビジョンで将来目標としておりますのは、2040年に10万3,944人、2060年に9万2,434人、この人口確保をすることを目標と、これは目標でございます。2020年が目標ではございません。この目標に向かって総合戦略の各施策を着実に実施するというところで、今取り組んでいくというところでございます。引き続き総合戦略の施策に取り組み、目標達成に向けていきたいと考えております。

そして、冒頭御指摘がございました明石市でございますが、議員さん御指摘がありましたので、私たちも総務省の資料を基に明石市の財政状況等を調査しました。確かにさまざまな施策をされております。そのため、児童福祉費の支出が、令和2年度決算で本市と比較しますとやはり1人当たり人口で見ますと2万円多いというような状況です。

しかしながら、一方で共生社会実現に取り組んでおります本市の障害福祉費が1人当たり1万8,000円、ひとまもり・おでかけ支援事業、介護予防などに取り組んでおります高齢者福祉費につきましては、1万3,000円本市のほうが人口1人当たり多いということで、自治体間で人口構成や産業構造等異なりますので、一律なおっしゃられる政策というのは無理でございますが、予算配分、バランスがありますので、それを考えながら実施しております。

しかし、本市におきましても子育て施策につきましては第1期の総合戦略以降重点を置いて取り組んでおり、明石市さんを上回る放課後児童クラブの設置や、多くの自治体で大きな課題となっております、明石市さんも149人生じてる保育所等の待機児童につきましては、本市ではないというふうな一定の成果を上げております。

また、明石市の増収の御指摘もございましたが、平成22年度からの増収ということでございましたが、総合戦略に取り組む前の平成26年度と、直近の令和2年度の市民1人

当たりの税収を明石市と比較しますと、個人住民税の市民1人当たりの増加は4,100円ということで、本市の伸び率は10.8%、それに対しまして明石市のほうは8.0%と、本市のほう为上回っているという状況でございます。

さらに、固定資産税及び都市計画税につきましては、明石市は1人当たり1,290円の増、本市は4,409円の増であります。市税全体におきましても、一定規模以上の自治体の税目であります事業所税を除くと、明石市は1人当たり1,322円の増に対しまして、本市は総合戦略の期間中6,483円の増と、本市のほうが市税の伸びは高いというふうな状況でございます。

こういった税収の状況から、ストック面におきましても基金市民1人当たりの額は明石市の、本市は2倍、地方債残高におきましても6万5,000円少ないという状況であります。こういったストック面におきましても、一定程度の施策の成果上がっているというふうに考えております。

- 18番（平野文活君） いずれにしても、市長はこの1年で観光で稼いで市民サービスを生みますという、この答えを出すと、体制を構築したいと、こういうふうに述べておりますので、それがどういうふうに表明されるか注目しておきたいというふうに思います。

次、非正規職員の現状についてであります。

私、3月の予算決算特別委員会で、予算説明資料を見て改めてびっくりしたのですね。別府市の正規の職員が989人だと、そして会計年度任用職員と言われる非正規職員が684人もいるんだと。そして1人頭の予算額ですね、予算額で見ると、正規職員は684万円だと、会計年度職員は183万円だと、こういう極めて大きな格差があるのだなというのを改めて実感をさせられたわけでありまして。

そこでちょっと、具体的に行きたいのですが、保育所の保育士ですね、正規の保育士さんと会計年度任用職員の保育士さんの平均年収額について教えてください。

- 子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

令和3年4月1日時点での数値でお答えをいたします。なお、積算に当たっての平均年収は、平均の給料月額に12カ月を乗じ、期末手当を加えた額としております。扶養手当や時間外勤務手当等の諸手当は含まれておりません。実際の決算見込額等とは異なりますので、御了承いただきたいと思います。

議員さん御指摘の保育士の平均年収でございますが、正規職員が約451万円、会計年度任用職員が約241万円となっております。

- 18番（平野文活君） 年収が210万円の格差がありますね。非正規は正規の53%だということですね。

次に、幼稚園教諭について、正規と臨時的任用教諭の平均年収額について教えてください。

- 教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

先ほどの子育て支援課の答弁と同様の算定方法、積算方法によりお答えいたします。

幼稚園教諭の平均年収につきましては、正規職員が約550万円、非正規職員が約375万円となっております。

- 18番（平野文活君） 年間175万円の格差ですね、68%であります。

次に、学校関係ですけれども、給食調理員の比較ができますので、給食調理員の正規、任期付職員、そして会計年度任用職員それぞれの平均年収額を教えてください。

- 教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

先ほどと同様の算定、積算方法になりますけれども、給食調理員の平均年収は正規職員が約501万円、任期付職員が約356万円、会計年度任用職員が約170万円となっております。

- 18番（平野文活君） 正規と会計年度任用職員の落差は年間330万円です。会計年度任用

職員は、正規の34%であります。

そこで、そういう保育所や学校関係、あるいは幼稚園関係なども含めた、あるいは市長事務部局なども含めた全体について、男女の人数、そして男女別の平均年収額について教えていただきたいと思います。

○職員課長（河野伸久君） お答えをいたします。

人員につきましては男性が855人、女性が916人の計1,771人でございます。

内訳と平均年収につきましては、まず最初に常勤職員でございます。人員は男性が558人、女性が334人となっております。平均年収は、正規職員が約521万円などとなっております。

次に、非常勤職員でございます。人員は男性が56人、女性が16人となっております。平均年収は、再任用職員、短時間でございまして約315万円などとなっております。

続きまして、会計年度任用職員についてでございます。人員は男性が241名、女性が566人でございます。代表的な職種の平均年収は一般事務が約170万円、保健師が約254万円などとなっております。なお、同じ任用形態であれば男女の格差はございません。

○18番（平野文活君） 私は男女の1人当たりの平均賃金、平均年収について教えてくださいとお願いしたのですが、その答えがありません。

○職員課長（河野伸久君） お答えをいたします。

人件費の合計を単純に男女の人数で割った場合でございますが、男性が1人当たり約409万円、女性が約309万円となっておりますが、これは単純に人件費を男女の人数で割った場合、そのような数値になるものでございます。その数値は、任用期間、勤務時間、勤務日数、または賃金形態が異なる任用形態の積上げによる数値でございます。

繰り返しになりますが、各任用形態の平均年収においての男女間格差はございません。

○18番（平野文活君） 単純に割れば、男は409万円だと、そして女性は309万円だと、女性の平均年収は100万円低いのだということでもありますね。この賃金格差の要因は何かということを探っております。

○職員課長（河野伸久君） お答えをいたします。

市の職員におきましては、正規職員、再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員などの様々な任用形態により雇用をしております。繰り返しになりますが、任用につきましては雇用期間、勤務日数、勤務時間などの形態が異なっております。

また、給料につきましては平等な採用、雇用条件の下定められた給料表により決定をしており、同じ任用形態、同一の職責であれば、個人の男女間格差はございません。

○18番（平野文活君） 単純に割れば、409万円と309万円、100万円低いのですよ。この格差はどこから来ているかということ、正規職員は女性より男性のほうが人数多い、非正規職員は男性より女性のほうが圧倒的に人数多い、つまり、女性は低賃金労働者が多いわけです。だから、単純に割ればそれだけの格差がつくわけでありまして。なぜ正規は男性が多いのか、なぜ非正規雇用者は女性が多いのか、これはおかしいと思いますよ。それがおかしいと思わないとすれば、そっちのほうがおかしいと、私はそう思います。

今、女性活躍だとか女性何とかとかいうスローガンは非常に政府からも上げておりますが、男女間格差というのはもう賃金格差が土台ですね、これがいろんな問題を引き起こしている。これも言うことはなかったけど、レイキャビクはね、アイスランドかね、あの市長が、ブルーラグーンをしたって。あそこはジェンダー平等の指標で、国連の発表で世界で1位だと。女性の大統領がテレビにも出ていたという話で、私見ていないのだけれども、その経済効果といいますか、経済の好循環、それこそ起こっているというようなことが言われておりました。ですから、この男女間賃金格差を根本的になくすということが経済にもいいのだということも、世界的にはかなり言われているようです。

ですから、この別府市、市長様々な点で評価を受けているようでありますが、この男女間格差をね、この別府市が先頭切ってなくしていくというような施策を大胆に打ち出すというふうになれば、また違った評価が得られるのではないかなと、私は思って言っているわけでございます。よろしく願いいたします。

時間がなくなりましたので、答弁ありますか、いいですか。

○総務部長（末田信也君） お答えいたします。

まず、先ほどの議員の説明でありますけれども、市の職員のうち非正規職員においては、女性の占める割合は70%となっております。これとは別に、我々正規職員と呼ばれる職員の場合には、女性の割合は約37%と、そういったふうに低くなっております。これを全て合算して、先ほどのように単純計算をしてしまいますと、議員が言われるような数字、100万円というふうな差が出てきますけれども、これは先ほど職員課長が答弁いたしましたように、実際には同じ任用形態で比較した場合には、別府市においては男女の格差はないと、そういうふうに説明をさせていただきたいと思っております。

○18番（平野文活君） 多分、民間企業も含めて全部そういうふうになっていると思いますね。ですけれども、今部長言われましたように、全体で見ると女性の社会的地位といえますか、非常に低いということが、そういう賃金の格差によって生まれていると。そこに大本があるということ、これは今別府市役所だけではなくて民間全体がそういうふうになっていますのでね。私が言いたいのは、公務職場からこれを是正する声を上げていくべきではないかということをお願いがために、いろいろ言っているわけでありまして。よろしく願いいたします。

最後、生活困窮者自立支援についてであります。

資料もお配りしてありますので見ていただきたいのですが、ちょっと時間がなくなりましたので、昨年9月議会でもしたのですけれども、コロナの特例の貸付けですね、これが今現在どういうふうになっているか、ちょっと簡単に説明願いたいと思っております。

○ひと・くらし支援課長（甲斐博幸君） お答えします。

令和4年3月末現在、緊急小口資金貸付けは2,286件、金額4億5,375万円。総合支援資金初回申請は1,899件、金額9億8,210万円、総合支援資金の延長貸付けは990件、金額5億1,417万円。総合支援資金再貸付けは1,110件、金額5億7,780万円。合計で、6,285件、金額25億2,782万円となっております。

○18番（平野文活君） 合計で6,285件ということなのですが、重複を省いたら、一体何世帯ぐらいになるかなと思うのですけれども、少なくとも2,000世帯以上になると思いますね。そして今の説明でも、再々貸付け、延長とかいうのがありましたけど、トータルで200万円まで貸付けが可能なわけですけど、もうこの限度いっぱい借りているという方が、今の説明の中でも1,000世帯近く、あるいは以上がそういう状態にあるということも想像ができます。

しかし、まだこういう形で借金をしてもなお困窮しているという方がまだまだおられるわけで、そういう方々に対して、今度は貸付けではなくて支援金というか、給付金という形で新たな事業がありますね、生活困窮者自立支援金。これについて、ごくごく簡単に数字だけ教えてください。

○ひと・くらし支援課長（甲斐博幸君） お答えします。

単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円を3カ月支給いたします。令和4年3月末時点での申請件数ではありますが、単身403世帯、2人世帯151世帯、3人以上の世帯140世帯、合計694世帯、また、この生活困窮者自立支援金は昨年7月から開始されましたが、昨年12月からは再支給の申請もできるようになり、その再支給の申請件数であります、単身133世帯、2人世帯56世帯、3人以上の世帯49世帯、合計238

世帯、合計支給額として1億2,774万円となっております。

なお、令和4年6月末までとしていた申請の受付期間を、令和4年8月末まで延長されており、現在も受付中でございます。

- 18番（平野文活君） 200万円まで限度いっぱい借りてもなお困窮しているの、至急、支援金ということで給付される、そういう方々が700世帯近くおられるとね、そういう方の中の一部はさらに支給を受けたと。そういうこの、言うなら借金をして、あるいはそういう給付金を受けて、それがなくなったらこの人たちはどうなるのかなというのはもう極めて心配ですね。その返済が始まるとしますわね、ということが迫っているわけでしょう。ですから、そういう中で、前の方の質問にもありましたが、生活保護世帯はかえって減っているというお話もありましたね。今、6万世帯ぐらい別府市あるのですかね、6万ちょっとね、世帯数で言ったら。そのうちの1割近くがこうした、あるいはもっとこういう制度を利用してないだけで困っているとか、経済的にも困窮しているという方は多いのだろうというふうに思うのですね。

そこで、この生活困窮者自立支援事業というものでありますが、これは私ちょっと不勉強で、ほんと不明を恥じなければいけないのですけれども、平成25年の12月に公布された法律で事業が始まっております。必須事業として自立相談支援事業というものと、住居確保給付金支給事業というのがあります。そして、そのほかに就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業、子どもへの学習・生活支援事業等々の任意事業というのがあります。別府市では今どこまでこの事業やっているか、簡単に説明してください。

- ひと・くらし支援課長（甲斐博幸君） お答えします。

昨年度まで本市では任意事業は行っていませんでしたが、就労準備支援事業と家計改善支援事業が本年4月より行うこととなりました。自立相談支援事業と就労準備支援事業、家計改善支援事業を一体的に実施できるよう、別府市自立相談支援センターの体制の充実、支援を必要とする方に寄り添いながら、丁寧な支援ができるよう機能強化していきたいと考えております。

また、一時生活支援事業と子どもの学習・生活支援事業等については、今後他市の状況も踏まえ、今後の課題として捉えております。

- 18番（平野文活君） 担当課から資料を頂きましたが、令和2年度の時点で、全国の市町村の実施率ですね、必須事業は当然100%やっているのしょうけれども、その任意事業というのがね、61%、少ないのでも一時生活支援事業が34%、子どもの学習・生活支援事業64%というふうに、3分の2ぐらいの自治体はもう令和2年度の段階で実施しているのですね。今報告があったように、別府市は今年度初めて就労準備と家計改善というのを委託事業でやると。一時生活支援と子どもの学習・生活支援は今後の課題と、こういうことになっているわけです。

そこで、皆さんにお配りをした座間市の資料を見ていただきたいのですが、自立サポート担当という市の職員が配置されておまして、この事業を担う方々なのですけども、生活援護課、つまり生活保護の課の中に、正規職員2人、会計年度任用職員6人の体制でやっているわけですよ。これのチラシを見ていただきたいのですが、1枚目ですね、1枚目のチラシは市民向けのチラシであります。もうずっとあるように、全部に振り仮名を振って、経済的なこと、お困り事だけではなくて仕事のこと、家族のこと、住まいのこと、様々な困り事の解決に必要なものを支援相談員と一緒に考えますと、1人で悩まず気軽に相談してください。相談日いつでも、市役所1階、それから無料というね。

裏を見ると、もうこれも非常に心を打たれました。自立相談支援というのは、安定した生活に必要な支援を考えます。就労支援、仕事探しを支援します。就労準備支援、働くための支援をします。家計改善支援、お金に関する支援をします。居住支援、住まいに関する

る支援をします。住居確保給付金、こうこうこう、いろいろ書いてね、アウトリーチ支援まで行いますというふうなことを書いてあります。

その次の資料は、職員向けのチラシなのですね。小さな気づきを大きな安心へという、ずっと書いてありますが、一番、横書き、横の一番下ですね、生活にお困りの方はいろんな問題抱えておられますというふうにして、市役所へ来れば何とかなる、身近で相談のしやすい窓口を目指しましょうというふうに書いてあります。気づいてつなぐ、相談チャートというものなのですが、このチラシが全部の課に配られて、窓口には当然配られているのですね。そして、職員向けの研修もかなり徹底してやっているのですよ。

職員向け研修の資料を1セット頂いてきたのでありますが、この中の2枚をコピーをしております。生活困窮者とは一体何かと、どういう方々のことを言っているのかと。これはもう簡単に、生活に困っている方だということなのですね。そしてその裏、支援方法というふうに書いてね、断らない相談、私はこの断らない相談というキャッチフレーズにひかれて、ここに視察に行ったのですよ。断らないとはどういうことかというふうに思いまして、本当に断らないみたいなのですね。それが一担当者の考えではなくて、市全体の掲げているスローガンなのですよ。非常にね、そして伴奏的相談と、一緒になって考えますという、そのためにはいろんな外部の市民の、市民団体の方と連携をして、一人一人のお困り事の解決に走り回っているというのが、こののでありました。

もうお時間がありませんからあれですけどね、続いて鴨川市に、これは私が所属している荒金委員長が、委員長ですけれども、常任委員会でね、視察に行ったのですけれども、同じ直営で相談センターというのができてまして、365日、24時間対応しますと。すごいことをやっているなというふうに、非常に思いましたね。一人も取り残さないということ、文字どおり実践していると。この両市とも、説明をされた市の職員の意欲といいますかね、その熱意が本当に伝わってくる、そういうことを勉強させていただきました。

そこでもう最後でありますけどね、全国的から見てもこの大分県全体が遅れているのでしようけれども、この生活困窮者自立支援事業というの、中心になるのは相談を受ける窓口なのですね。相談を受ける窓口が、直営でやっているのですよ、この座間市も鴨川市も。そして、いろんな市全体の力、あるいは市外の力をかりながらその解決に当たっていると。だから別府市も、全部委託してしまうのではなくて、相談事業が中心ですから、ここは直営にすべきではないかと。もうどんどんどんどん委託していると、やっぱり職員力が落ちるのではないかと、私は心配をしております。ぜひそういう方向で改善していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○ひと・くらし支援課長（甲斐博幸君） お答えします。

包括的な支援を提供するためには、別府市全域に、あるいは広く地域の関係者と協働して取り組む体制づくりが必要ですので、相談者の不利益にならぬよう今後も相談体制の整備に努め、社会福祉協議会と本市、また他機関との連携により、敏速な対応を実施していきたいと考えております。

（副議長交代、議長市原隆生君、議長席に着く）

○11番（穴井宏二君） 11番、穴井でございます。では一般質問、通告どおり行っていきたく思いますのでよろしくお願いたします。

ではまず最初に、孤独・孤立化対策ということで、昨今話題になっていることでございますけれども、まず自殺対策も含めてお聞きしたいと思います。

最初に、学校教育課からお聞きしたいと思います。警視庁の自殺統計によりますと、2021年の自殺者数は2万830人でしたが、女性はコロナ前の2019年と比べると924人多く、高止まりが見られるということでございます。コロナ禍における生活習慣、環境の変化がまだまだ続いていると言われております。

また、別な国の調査によりますと、我が国の孤独・孤立率はアメリカの5倍、イギリスの3倍近くあるデータが出ております。この10年間、小中高生の自殺者数はほぼ一貫して増加傾向にあり、一昨年、小中高生の自殺者数は統計開始以来過去最多であると伺っております。コロナ禍によりまして、これまでの様々な孤独・孤立に関する課題が、深刻に浮かび上がってきているのではないかと伺われております。

そこで、まず学校教育課長にお伺いをしたいのですが、小中高生の全国的な自殺者数の傾向、そして、もし今別府市内の状況を把握されているのであれば、併せてお答えを願いたいと思います。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

文部科学省が実施した令和2年度の児童生徒の問題行動、不登校等、生徒指導上の諸問題に関する調査では、全国の小中高等学校から報告のあった、自殺した児童生徒数は415人で、調査開始以来最多となっております。

○11番（穴井宏二君） すみません、別府市内の状況は把握されておられますか。

○学校教育課長（松丸真治君） 別府市内につきましては、ゼロ人でございます。

○11番（穴井宏二君） それでは、別府市における小中学生の自殺防止対策、この取組についてはいかがでしょうか。

○学校教育課参事（太田 悟君） お答えいたします。

自殺防止対策につきましては、別府市自殺対策計画に基づき、関係機関との連携の下、対策を進めております。

小中学校においては、特に日常の行動観察や教育相談等を通して子どもの変化や子どもの思いに気づき、受け止めることができるように努めております。また、全国的な傾向により長期休業後の自殺が懸念されることから、校長会議において学期始め前後の重点的な見守りや欠席者への注視、対面での安全確認を行うことなどについて、随時確認を行っております。

さらに、令和3年7月には中学校生徒指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を対象にした自殺予防に向けたゲートキーパー研修を実施しました。研修内容は、生徒指導主事から各中学校の職員に伝達をされています。

○11番（穴井宏二君） すみません、ちょっと1点お聞きしたいのですが、最後のほうのゲートキーパー研修、このちょっとした内容が分かれば教えていただけますか。

○学校教育課参事（太田 悟君） ゲートキーパー研修につきましては、大分県看護科学大学の教授であったり、当時、別府市の中学校の養護教諭の先生を講師にして研修を行いました。

内容につきましては、気づく・つなぐ・見守る・広める、こういったキーワードで自殺のサインやその対応などを研修いたしました。

○11番（穴井宏二君） 良い研修だと思います。

それで、若者の自殺対策についてですが、やはりコロナの影響もありますし、やはり孤立している状況もございます。そしてまた、昨今言われておりますネットメディア依存、そういうふうなこともあるかと思われましても、ネットメディア依存対策の必要性については、十分学校教育課のほうも分かっていると思いますが、これが重症化しますと、例えば精神面で自殺を企画したりとか、自殺を願う、そのようなことに至る子どもの心理状態になってくるというふうにも言われております。

そのようなネットメディア依存の深刻さと対策に喫緊に取り組んでいくことが必要だと思っておりますけれども、このネットメディアの影響、そしてまた、スマートフォンを持っている子が中学生以上かなり多いと思うのですが、スマートフォンの普及によって、子どもにどのような問題が考えられるのか、こちら辺を教えてください。

○学校教育課参事（太田 悟君） お答えいたします。

令和3年度に小学校4年生以上を対象に実施した別府市小中学校インターネットアンケートの結果からは、ネット上での悪口や人間関係のトラブル、過多の課金や睡眠不足が危惧されています。ネット依存に陥った場合は、回復に時間を要する状況にあり、誤った使用法は学校生活に多大な影響を与えるものと考えております。

○11番（穴井宏二君） そのような、学校生活に多大な影響を及ぼすということで、また別な観点から言われているのが、スマホ依存すると視力が低下、睡眠障害、いらいら、またコミュニケーション能力の低下、そして暴言、家族や友人関係の悪化とか、またそれによる成績の低下や、あるケースによっては高額なゲーム代金を請求されたり、そのような、学業や日常生活に大きな影響が出る場合があります。そういう面も含めて、インターネットの被害から小中学生を守るために、今後どのような取組をしていくのか、見解をお願いします。

○学校教育課参事（太田 悟君） お答えいたします。

各中学校にてネット安全教室を開催するとともに、小学校においては児童がインターネットによる被害者にも加害者にもならないため、市内統一のネットトラブルの防止に向けた心構え、わたしの約束というものを作り、それに基づく学校の約束及び家庭の約束を作成しております。

中学校においては、各校独自のスローガン等を作成して、生徒自らがトラブルを回避していく力を高めていくよう指導しています。また、児童生徒の実態に即した適切な指導ができるよう、毎年インターネットアンケートを実施しております。

○11番（穴井宏二君） 最後に1問、すみません。今おっしゃっていただいた、非常に取組をしているということでございますけれども、そのような取組をやって、どのように効果を、目に見える効果といいますか、見えないところもあるかもしれませんが、そういうふうなところはどういうふうな今後出していけるのか、捉えているのか、見解をお願いしたいと思います。

○学校教育課参事（太田 悟君） 先ほど紹介しましたように、児童生徒が自分たちで決めた決まり、目標を自分たちで守っていく、そういった取組によってネットトラブルに巻き込まれない、そういったしっかりとした人格を築くとともに、子どもたちに規範意識を育成する、そういった効果が出ていると把握しております。

○11番（穴井宏二君） よろしくお願ひいたします。

では続きまして、孤独・孤立問題続行で行きたいと思っておりますけれども、政府が孤独・孤立問題に関する初の全国調査を行いました。その全国的な調査結果について、まず詳細なことを説明していただきたいと思っております。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

政府による調査でございますが、調査期間が令和3年の12月から令和4年の1月にかけて実施されております。

調査対象は16歳以上の2万人でありまして、調査回答数が約1万2,000人となっております。

調査結果でございますが、問いとして「孤独だと感じることもある」の問いに対しましては、「しばしばある」「常にある」と答えられている方が4.5%、「時々ある」と答えられた方が14.5%、「たまにある」と答えられた方が17.4%となっております。孤独感が「しばしばある」「常にある」と回答した人の中でございますが、割合が最も高かった年代は30代で7.9%、次いで20代で7.7%、一方でその割合が低いのは70代で1.8%、次いで80歳以上の3.0%となっております。

さらに、年収が低いほど、孤独感を感じる割合が高く、心身の健康状態が悪い人ほど、

孤独感を強く感じている傾向が見えております。

また、孤独感をしばしば常に感じるとした人のうち、8割を超える方が、「行政やNPO法人からの何らかの支援を受けていますか」という問いに関しましては、「受けていない」との調査結果が公表されております。

- 11番（穴井宏二君） 今御説明いただきましたように、「孤独だと感じることがある」「しばしばある」「常にある」、また「時々ある」「たまにある」これを合わせますと36.4%ということで、3人に1人が今のこのコロナ禍の時代、孤独を感じているというふうなデータが出ております。

そこで、この長引くコロナ禍による孤独・孤立問題の深刻さを鑑みまして、政府も対策に乗り出しました。孤独・孤立対策の重点計画を作成しておりますけれども、その内容はどうなっておりますでしょうか。

- 市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

孤独・孤立対策の重点計画、国が示しておるものは4つの基本方針から構成されております。

1つ目は、孤独・孤立に陥っても支援を求める声を上げやすい社会とする。2として、状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる。3番として、見守り、交流の場や居場所づくりを確保し、人と人とのつながりを実感できる地域づくりを行う。4番目といたしまして、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化するとなっております。

- 11番（穴井宏二君） この国の実態調査、また重点計画、これを受けまして、別府市としての孤独・孤立化対策、これの取組についてお伺いしたいと思います。

- 市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

孤独・孤立の調査結果につきましては、心身の健康面への影響、また経済的な困窮等の影響、自殺の傾向にあるなど、影響が大きく深刻に受け止めております。別府市において、孤独・孤立に特化した相談窓口等は、現在設置はできておりませんが、先ほども申しましたように教育、また生活困窮の支援策の窓口、様々なところの窓口で孤独・孤立に関わる相談を受けていると認識しております。

また、多くの地元地域におきましては、見守りの活動も頂いているような状況もございます。様々な活動が必要となりますが、今後は国や県の対策、動向も踏まえまして、全庁で包括的で持続可能な支援等への連携、協議体制の構築を進めていく必要があると思っております。

- 11番（穴井宏二君） ありがとうございます。

イギリスのレガタム研究所というところの調査によりますと、社会がどのくらい繁栄しているかを示す繁栄指数では、日本は19位でありましたけれども、人間関係や地域住民の絆の豊かさを示す社会関係資本は140位であったそうです。

また、孤立や孤独は自殺や生活困窮につながるおそれがありますので、様々な言われておりますけれども、当事者さんの声をしっかりとくみ取って対応をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、この項はこれで終了いたします。

続きまして、ヤングケアラーの問題について質問をいたします。

このヤングケアラーの問題ですけれども、法律上の定義は特にはないと思うのですが、家や家族の世話などを子どもさんが行っているということで、負担を抱える、また子どもの権利が侵害されている可能性があるということで、主に18歳未満の子どもという感じで定義をされていると思っておりますけれども、4月7日の厚労省の調査結果におきましては、15人に1人がこのヤングケアラーと言われていると。パーセントでいけば6.5%

が、家族の世話をしていると回答したそうです。その中で、1日のうちに世話に費やす時間が7時間を超える負担が重い児童も7.1%いるという状況でございます。別府市では独自の実態調査を行っていないようでございますけれども、先日の答弁におきまして、推計で約100人いるというふうにお聞きしました。

ヤングケアラーにつきましては、学校現場で気づかれることが多いというふうに言われております。しかし、学校現場では全てを、1から10まで学業、様々な業務以外で対応するのは非常に難しいと思っておりますけれども、そういう中でヤングケアラーと思われる児童生徒がいた場合に、子育て支援課ではどのように連携を図って支援していくのか、御答弁をお願いします。

○子育て支援課参事（内田千乃君） お答えします。

子育て支援課では、学校現場や福祉事業所等、また大分県が設置した相談窓口から情報提供を受けた場合、本来守られるべき子どもの権利が守られているか、家庭の状況はどのようなのか、その子どもはヤングケアラーかどうかなどのアセスメントを行います。この際、ネグレクトなど虐待が疑われないかということも併せて確認いたします。子どもがヤングケアラーである場合、子ども本人の認識や意向、家族の意思の確認を行った上で、負担軽減を図るために多機関連携した支援が必要なのかを判断し、関係機関と連携を図りながら具体的な福祉サービス等の支援につなげて、ヤングケアラーの負担軽減を図るように努めております。

また、本人や家族の意向により即時に福祉サービス等の利用を行わない場合は、学校のみならず関係機関で役割分担をし、子どもや家庭へ寄り添った支援に努め、情報共有を行いつつ状況の変化等に応じられるよう見守りを強化しているところであります。

○11番（穴井宏二君） 分かりやすい答弁、どうもありがとうございます。

ヤングケアラーの早期発見、把握につきましては、自治体が行う実態調査や、福祉・医療・教育など、関係機関の職員研修について、国が財政支援を行うようになっておきまして、医療機関がヤングケアラーを発見して自治体の窓口につなげた場合には、診療報酬を加算するように、先頃の通知でなったようでございます。

今後、市としてヤングケアラーの対策にどのような支援策、このような国の支援策を受けましてどのように取り組んでいくのか、答弁をお願いします。

○子育て支援課参事（内田千乃君） お答えいたします。

子ども家庭総合支援拠点をヤングケアラー相談窓口と位置づけ、学校をはじめとした関係機関や地域子ども食堂等の子どもの居場所などへ周知を行うとともに、認知度を上げるため、ホームページを初めとした媒体での広報活動を考えております。

具体的支援につきましては、支援対象児童等見守り強化事業や、今年度開始したヘルパー派遣事業を活用するとともに、家庭の状況に応じ既存の福祉サービス、例えば介護保険サービスや障害福祉サービスなどの利用につなげます。

また、認知されていないヤングケアラーも存在していると思われまふ。ヤングケアラーの発見に努め、子どもの状況や意向に応じた支援につながるよう、今後も国の動向に注視し、具体的な支援の事業化を検討していきたいと考えております。

○11番（穴井宏二君） ヤングケアラーが発見されてから、対策や支援の内容については理解させていただけました。また、親とか親族の病気、また障がいを持っている御家族、また社会的には人口減少や高齢化社会、共働き世帯が非常にここ10年は多くなってきておきまして、ケアを必要とする人は在宅福祉の推進で増えてきておきまふ。そのような、しわ寄せと言つては何ですけれども、しわ寄せが子どもに来ておきまして、子どもが家族をケアしなければならないという状況となつてきているケースもありますし、また勉強とか友だち作り、睡眠などに影響が出てきていると、調査データもあります。このように、ヤ

ングケアラーになりやすい、またならざるを得ない状況や環境といったものがやっぱりあると思います。

このために、行政や教育機関だけではなくて、福祉サービス事業所、NPO法人さんとか社会福祉法人さんとか、地域や子どもの居場所などと連携して、ヤングケアラーになる前から手を打っていく必要があるのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

議員おっしゃるように、高齢化や共働きの社会的変化に伴い、親族のケアを子どもが行い、子ども自身が将来に向け、勉強など活動できない状況、また明るい将来が持てないなど、大きな問題があると考えております。保護者等の病気や障がいを含め、子どもの置かれている生活環境の変化に周囲が気づき、子どもに負担が強られるヤングケアラーにならないよう、福祉・介護・医療・教育等関係機関に対して、ヤングケアラーの発見や支援策に関わる研修、啓発等の実施について検討したいと考えております。

○11番（穴井宏二君） よろしくお願ひします。

これは合同新聞でしたかね、大分市の取組が出ておりました。その中で、「学校を遅刻・早退してしまう」が2.4%とか、進路変更をしたとか、また「睡眠が十分に取れない」が9.1%、そして「宿題や勉強の時間が取れない」が11.1%、「自分の時間が取れない」17%というようになっております。これは全国的に余り変わらないのではないかなと、内容的には思いますので、ぜひしっかりとしたフォローをよろしくお願ひいたします。

では続きまして、老老介護について質問させていただきたいと思ひます。

老老介護についてでございますけれども、昨今のニュースで介護者による痛ましい事件も起きているのを耳にいたします。介護者の方への見守り、相談体制の充実強化がますます必要になってくると思われまひます。まず、その辺りの介護者への支援の別府市の現状はどうなっているのか、お聞かせさせていただきたいと思ひます。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

介護を必要とする高齢者に介護保険施設や在宅におけるショートステイ、デイサービス、ホームヘルプなど、適切な介護サービスを提供することが、御利用者本人並びにその方を介護する方への負担軽減にもつながるものと考えておひます。別府市では、介護者の困り事の解決につながるよう、地域包括支援センターが市内7カ所に設置されており、高齢者の総合相談窓口となっております。

また、地域の中には市民の方の身近に民生委員・児童委員の方がいらっしやいます。民生委員・児童委員は地域においていろいろな悩みや問題を抱えていたり、経済的、社会的、あるいは精神的に困った状況にある方々に対して、その問題解決などに向けたお手伝ひをするため、福祉関係機関などと協力しながら様々な支援活動をしているところでございまひます。

○11番（穴井宏二君） 分かりました。

別府市の高齢化率の推移は、ここ4年どうなっていますでしょうか。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

高齢化率は、各年度末で平成30年度33.62%、令和元年度33.99%、令和2年度34.45%、令和3年度34.78%と上昇傾向にございまひます。65歳以上の高齢者人口は近年減少傾向となっておりますが、別府市の総人口の減少に伴い、高齢化率は当面は上昇していくと思われまひます。

○11番（穴井宏二君） 高齢化率が高止まりしてると、微増していると思われまひます。

そこで、高齢者夫婦世帯の中で、お互いに年を取って介護せざるを得なくなったという状況が出てきて、老老介護というふうには、増えてきていると思ひます。市としては、高齢者夫婦世帯の把握、また老老介護の実態について、何か把握はしていらっしやるのでしよ

うか。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

2015年度の国民生活基礎調査によりますと、別府市における高齢夫婦世帯数は6,848世帯です。老老介護の実態については調査はしておりませんが、第8期老人福祉計画、第8期介護保険事業計画策定に伴い、令和2年度に実施しましたニーズ調査によりますと、介護者の回答者のうち、介護者の60歳代から80歳代が76.8%を占めています。これは、前回の平成28年度調査時の62.4%より増加しており、介護者の高齢化が進んでいることが分かります。

○11番（穴井宏二君） 分かりました。

そこで、この項の最後の質問なのですけれども老老介護、夫婦ともに高齢化になって介護するのは非常に大変な状況になるということがあります。しかし、介護度が低くても、最近ちょっと要介護認定が厳しいですから、介護度が低くてもなかなか、要介護1でも、体の動き具合によっては介護して、どこかに動かしていくとかお風呂に入れるとか、そういうのも非常に大変なこともあるようにも聞いておりますが、老老介護になりますと、お互いに歳を重ねまして、体力的にももたない状況になってまいります。介護には、ヘルパーさんにこういう介護の仕方があるよとか、こういうやり方であれば余力を使わずに要領よくできると、そういうふうなことを教えてもらったという声を聞いたことがございますので、そういうふうな、助けるというか、しっかりそういうふうな御家庭を助けていく、そんなことも大事ではないかなと思っております。

私がちよっと研究したところによりますと、千葉市が在宅で介護をしている方に、おむつ交換などの訪問レッスンというのをやっているそうでございます。訪問レッスン事業というのは、介護者が自宅にいてどういうふうな介護をしたらいいのか、それを学べる体制を作っているそうでございますけれども、これにつきまして別府市としてはどういうふうな見解を持っていらっしゃるのか、答弁をお願いしたいと思います。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

千葉市では、家族介護者支援事業として、高齢者を在宅で介護している家族介護者が、日頃介護している中で困難に感じていることについて、ホームヘルパーや介護福祉士が訪問やオンライン、電話にて分かりやすくアドバイスし、家族介護者の身体的・精神的負担の軽減に取り組んでいるようです。

介護を必要とする方は、一人一人介護方法が異なりますが、在宅において介護されている方が個々に応じた介護方法を学べることは、介護負担の軽減だけではなく、精神的負担の軽減にもつながると思います。千葉市へ取組についての現状や効果等について確認し、別府市の高齢者福祉事業を考える上で参考にさせていただき、今後研究してまいりたいと思います。

○11番（穴井宏二君） ぜひ、研究してよいものは取り入れて、別府らしいものを作っていたら大変助かるのではないかなと思います。

この訪問レッスンとかは、介護の方法を実技を交えて教える、初めての介護で方法が分からないとか、おむつ交換の方法はこれでいいのかとか、ベッドから車椅子への移動介助はどうすればいいのかとか、そういうふうなことを要領よく教えていただけると。また、このレッスン時間は1時間で、レッスン料は無料ということで、市とのタイアップでやっているそうでございますけれども、ぜひ研究をよろしくお願いしたいと思います。

では、この項はこれで終わります。

続きまして、18歳成人の対策支援についてということで、簡潔に質問したいと思います。

別府市における消費者トラブルの現状としては、具体的にどういうふうなトラブルがあるのか、またこの18歳成年に伴い、今後トラブルが懸念されるものはどのようなものが

あるのか、御答弁してください。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

商品やサービスなど、消費生活全般に係ります消費者トラブルにつきましては、産業政策課内に消費生活センターを設置いたしまして相談対応を行っております。相談件数は令和3年度が524件、令和2年度が611件となっております。

具体的な主な相談内容につきましては、インターネットを利用しました出会い系、アダルトサイトなどに関する相談や健康食品、化粧品などの定期購入に関する相談、また借家やアパートなどの退去、メンテナンス等に関する相談などが多くなっております。

民法改正に伴いまして、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことによりまして、今後はインターネット、SNSを使用したオンラインゲームや、通信販売、携帯電話、クレジットカードなどの金銭トラブル等の増加が懸念されるところでございます。消費者啓発活動を推進し、消費者被害の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

○11番（穴井宏二君） では、しっかり取り組んでください。よろしく申し上げます。

では続きまして、4番の民間救急の活用について質問したいと思います。

民間救急ですね、余り聞き慣れない言葉かもしれませんが、よく御存じの方もいらっしゃるかと思いますけれども、近年新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、比較的症状の軽い患者さんの病院搬送とか転院、宿泊療養施設への移動に民間救急車の利用があると聞いております。

この民間救急車につきまして、消防本部の救急車との違いを比較しまして、どのように認識をされているのか、答弁をお願いします。

○警防課長（後藤英明君） お答えします。

民間救急車とは、患者等搬送事業者として認定を受け、入院患者が別の病院に移るときや、体が不自由な方が通院など緊急性の低い場合に使われております、患者搬送用の自動車でございます。

また、事業者によっては在宅医療療養者が結婚式等の行事や家族との旅行に使用するなどのサービスもあり、もしもの際に備えた利用もあるようです。消防の救急車のように緊急走行はできませんが、介護・福祉タクシー等の患者搬送用の自動車と違い、患者を乗せて移動するストレッチャーや車椅子の固定器具だけでなく、呼吸を管理する機器や酸素、心電図を測定する機器などの医療機器が搭載されており、必要の際は医療処置を施すことが可能となっております。

○11番（穴井宏二君） 今、御答弁を詳細に頂きまして、非常に民間救急とはいえ、高い能力を装備してるというふうに思っております。

そこで、この民間救急ですけれども、どういうふうなときに、ケースですね、使用するのか。ちょっと重なりますが、通院とか病院からの一時帰宅、またある場合は引っ越しのための搬送、そして旅行や外出とか、そういうふうなときにもストレッチャーに寝たきりの人はストレッチャーに乗せて運ぶことができるというようになっております。ちょっと申し上げました。

そこで、別府市の過去5年間の救急件数と症状の重症と軽症の割合、これはどうなっていますでしょうか。

○警防課長（後藤英明君） お答えします。

直近2017年から2021年までの5年間の出動件数については、2017年、6,679件、2018年、6,948件、2019年、6,917件、2020年、6,390件、2021年、6,483件、年間おおむね6,600件の出動件数を推移しています。

また、症状の割合については、おおむね3週間以上の入院加療を要する重症以上が11%、軽症が40%程度となっております。

○11番（穴井宏二君） よく分かりました。ありがとうございます。

重症が11%、軽症が40%ということで、この軽症患者さんの中にも、救急車を呼ぶまでもなかったというケースも少しはあるのではないかなと思っております。そういうふうな詳細な把握をまたしていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

そこで、この民間救急でございますけれども、県内では調べましたら大分市で1業者、そして中津市で1業者、登録がありました。その消防本部のホームページにも紹介がされておりますけれども、この民間救急の事業者になるための認定の条件、これはどうなっていますでしょうか。

○警防課長（後藤英明君） お答えします。

国土交通大臣の許可証または登録証の取得のほか、呼吸等を管理する資機材や患者を乗せて移動するストレッチャー、車椅子の固定などができる装置等を備えた車両の整備、乗務員が医師・助産師・看護師・保健師等の資格者、もしくは消防機関が行う講習により患者搬送乗務員適任証の交付を受けた者が常時2名乗車できることなどが要件としてあります。

○11番（穴井宏二君） 分かりました。今おっしゃった講習については、24時間の講習を受けるといふようなことがあるようでございます。

そこで、最後にお聞きしたいのですけれども、私が県内の事業者さんに聞き取り調査にお伺いさせていただきましたけれども、市民からの直接の依頼が多いのか、そうですかってお聞きしましたら、意外にも包括支援センター、また病院からの依頼が多い、その次が消防本部、119番が入ってきて聞き取りをして、これは消防本部の救急車で行かなくてもいいなという場合は民間救急を案内すると、そういうふうなケースもありますよということをおっしゃっておりました。急を要しない患者さんに、民間救急の出動要望があるとのことでした。

今年3月に厚生労働省が、民間救急車でも一定の設備や医師の指示があれば、課長さっきおっしゃっていただいたように酸素投与を行えるとか、3月18日の厚生労働省の事務連絡で、国のほうから各自治体に周知されたようでございますけれども、ぜひともこの民間救急車を導入したいという業者のために、講習会等積極的に取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、その予定も含めて御答弁をお願いしたいと思います。

○警防課長（後藤英明君） お答えします。

現在、患者等搬送事業のための講習会等は行っておりませんが、消防の救急車の適正利用の観点からも、今後事業者からの申出により、他市の状況を踏まえ、講習会など患者等搬送事業者の認定ができる体制について検討していきたいと考えております。

○11番（穴井宏二君） 聞き取りをした中で、消防本部の認定の申請を行って、3カ月ほどかかったのだけれども認定を受けることができたとおっしゃっておりましたので、そういうところもしっかり、申請がありましたら認定に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

では続きまして、最後の温泉の問題でございます。温泉の一般的な問題から行きたいと思っております。

昨今、別府市内の市有区営温泉、また区有区営の湯量が少なくなってきた、そういうふうなことも聞きます。今議会でもありましたけれども、そういうふうな廃止を余儀なくされた箇所もあるという現状につきまして、その背景、その要因は何か、お伺いしたいと思います。

○温泉課長（樋田英彦君） お答えします。

市全体としては、昨年大分県が発表した別府市温泉資源量調査の中において、別府市では温泉の温度低下や掘削深度の増加、噴気、沸騰泉の減少などが確認されているといった

報告がなされており、そのほか個々の泉源に係る温泉の湯量の変化につきましては、泉源の使用期間や温泉設備のメンテナンス状況など、様々な要因によることが影響しているものと考えております。

また、市有区営温泉や区有区営温泉を含めた共同温泉で、温泉供給の終了により廃止に至ったケースもあると認識しております。

- 11番（穴井宏二君） そのような別府市内の状況から、これまで近くの温泉に入っていたけれども、ちょっと遠くまで行かなければいけなくなったというようなケースもあります。

そこで、新規の掘削に対する補助、また何らかの対策を考えていったほうがいいのではないかなと思いますが、その辺のところはどうなのでしょう。

- 温泉課長（樋田英彦君） お答えします。

市有区営温泉、区有区営温泉等の支援のため、施設の改修や泉源掘削等の費用に対して貸付け制度を設けております。

また、市有区営温泉に対しては貸付け制度に加えて補助金制度を設けております。

- 11番（穴井宏二君） なかなか制度の中で、うまくいかないという場合もあるかと思えますので、しっかり相談に乗っていただいて取り組んでいただきたいと思えます。

次に、私が地域を回る中で、小倉地域の周辺の温泉関係、また水道関係等の様々な問題があることは温泉課長も承知していると思えますけれども、そのような水道や温泉の問題、要望も出たと思えますけれども、その内容とそれに対する対応はどのように行ったのか、お伺いしたいと思います。

- 温泉課長（樋田英彦君） お答えします。

小倉地区の一部地域における、温泉供給を含めた様々な問題については承知しております。本年3月29日には、小倉の自治会より要望書が提出されたところではありますが、温泉給湯に関しても早期解決の方法を探っていくよう、御要望を頂いてるところでございます。

温泉の供給問題に関しましては、給湯会社と個人の契約関係に関するところもあり、小倉の自治会から要望のあった点につきましては、関係各課とも情報共有、協力しながら、可能な限り現状をしっかりと把握しながら、その時々可能な方策を持って対処していきたいと考えております。

- 11番（穴井宏二君） 私も地域を回る中でお声を頂きましたので、質問をさせていただきましたけれども、地元住民の方の切実な声をしっかり受け止めて、今課長がおっしゃっていただいたように、民民の関係もございまして、取組をお願いしたいところでございます。既に進行中だということは承知をしておりますけれども、地元の要望には道路、また水道など、インフラ設備に関する項目もあると思えますけれども、今後はどのような手順を踏んで対応をしていこうと考えているのか、そのための条件、連携協議についてお伺いしたいと思います。

- 建設部長（松屋益治郎君） お答えいたします。

小倉地区の道路や水道といったインフラ整備につきましては、道路部分の用地を寄附していただくことが前提となっております。今後、地元自治会と連携を取りながら協議していくとともに、関係各課と情報共有し、連携をしつつ、対応していきたいと考えております。

- 11番（穴井宏二君） 建設部長の答弁にございましたけれども、それに全て含まれていると思えますので、しっかりそうした取組をよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

- 議長（市原隆生君） これをもって一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。以上で本日の議事は終了いたしました。明日16日は事務整理のため本会議を休会とし、次の本会議は17日定刻から開会いたしたいと思います。御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） 御異議なしと認めます。よって、明日 16 日は事務整理のため本会議を休会とし、次の本会議は 17 日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 2 時 48 分 散会